



岐阜 を考える

知的財産

2004
No. 119



特集 知的財産

座談会	知的財産の評価及び活用 八嶋 厚 / 森本安彦 / 平田泰宏 / 松永孝義 / 谷 博久 / 道上浩也..... 2	
特集論文	岐阜大学の知的財産戦略について	八嶋 厚.....18
	知的財産担保融資の現状と課題 法律面からの考察	鎌田 薫.....23
	国と企業の知的財産戦略	鈴木将文.....28
	特許情報の利用	恩田博宣.....33
	中小企業の知的財産戦略	上野裕子.....39
調査 レポート	知的財産の評価及び活用	坂 善照.....44
編集後記		

表紙の絵 「お年寄り おせわロボット」
宇都宮 朋 花 (羽島市立竹鼻小学校 6年)
- 2003年 岐阜県発明くふう展 児童・生徒の絵画の部出品 -
(岐阜県知事賞)

(作品の説明)

ロボットがおばあさんのボディガードをしていたり車いすを押してあげたりしていて、窓の外では車や人が空を飛んだり透明道路を走ったりしている様子。

知的財産の評価及び活用

< 参加者 >

八嶋 厚氏（岐阜大学産官学融合センター長・工学部教授）
 森本安彦氏（岐阜県中小企業団体中央会専務理事）
 平田泰宏氏（岐阜県研究開発財団副理事長）
 松永孝義氏（岐阜県知的所有権センター特許流通アドバイザー）
 谷 博久氏（岐阜県産業経済振興センター理事）

< 司 会 >

道上浩也（岐阜県産業経済振興センター理事長）



道上 岐阜県産業経済振興センター理事長の道上でございます。よろしくお願いいたします。今回は「知的財産の評価及び活用」をテーマに皆様にお集まりいただきました。「知的財産の評価及び活用」というテーマは、かなり広範多岐に渡る話題を含んでいるかと思えます。

知的財産の活用については、特に特許を念頭に置いた時、産学官連携により技術を活用して岐阜県の産業経済を振興していく、つまり、知的財産の持つ内容を活用して産業振興を図るということが一つあります。

さらにその中には二つあり、これには大学の持っている特許権をはじめとする知的財産を産業経済にどう活用するかということと、開放特許、あるいは未利用特許、休眠特許といわれるものをどう活用していくかという問題があります。

二つ目として、知的財産の活用といった場合、知的財産の持つ資産価値といいますが、そういうものを活用するという意味での知的財産担保融資があるかと思えます。本日はこの二つの側面についてご議論いただきたいと思えます。

そこで、一番目でございますが、最近科学技術創造立国ということが取り上げられています。一方で日本経済について、失われた10年という人も

います。経済が長期に渡って低迷していることから、産学官連携により研究開発や製品開発を積極的に進め、岐阜県の企業もグローバルな競争に出ていく必要があるということが背景にあると思われる。

欧州のさる機関が行いました各国の国際競争力の比較調査結果によりますと、日本は全体として、失われた10年といわれる期間、競争力がどんどん下がっているという状況でありました。同じその調査によりますと、研究開発分野に限って言えば、依然世界のトップクラスにあるということです。経済全体では競争力は下がっていますが、研究開発という分野では、世界トップクラスの競争力を維持しているという結果です。

しかし、日本の大学についての評価、これはかなり低く、最下位に近い水準であるということです。研究開発力はトップでありながら、この研究開発の主な担い手である大学の評価が低いというのは、恐らく日本は諸外国に比べて産学連携が遅れていると、世界の人が見ているのではないかと思われる。

そこで、八嶋先生、岐阜大学では産学官の連携、あるいは知的財産の産業経済分野への活用に取り組んでおられるということですが、その現状と取

り組みにつきまして、お願いします。



八 嶋 厚 氏
(岐阜大学産官学融合センター長・工学部教授)

八嶋 岐阜大学における産学連携の実態について、ご紹介します。岐阜大学と民間等との共同研究は、平成8年度、23件しかありませんでした。大学がこのようなことでは駄目だということから徐々に増やしていき、平成14年度の共同研究数は、160件になっています。この数字は多いのか少ないのかということですが、岐阜大学より多い大学は、旧帝大の7校と東京工業大学の1校、計8校だけです。つまり、旧帝大と東京工業大学を除くと、岐阜大学は全国トップになっています。ただ、一つお断りしなければならないのは、旧帝大、東京工業大学は大口の共同研究をしています。

岐阜大学の場合は、地域に根差した中規模総合大学ということをもっとにしておりますので、約5割が岐阜県内の企業等との共同研究です。共同研究および民間からの受託研究、これらの歳入が年間約5億5,000万円になります。岐阜大学の場合、国から通常いただいているお金以外に、外部からの競争的資金、もしくは共同研究資金が20億円ありますので、地方の大学としては、産学連携はトップクラスにあると自負しています。ただ、先ほど申し上げましたように、5年ほど前は悲惨な状態でした。全国で30位とか、そのようなランキングだったと思います。

民間の方々のニーズに即した共同研究とか、その他、色々な研究が実施されています。そうすると、色々な特許が創出されてきます。大学の先生

方は、発明者として特許をたくさん出されています。発明人にはなっているのですが、出願人にはなっていないケースがたくさんあります。企業と共同研究しますと、企業の方が、「先生が発明されたので発明人ですよ」ということをよくいわれますが、出願人にはなっていません。ですから、それ以降の権利が全く生じていないという事例があるのです。そこで、先生が発明人になる案件については、大学に発明届を出して下さいという約束事をしています。にもかかわらず、5年ぐらい前まではほとんどそういう届が出されてきませんでした。

平成8年度には、岐阜大学にいる800人程の教官から、2件しか発明届がありませんでした。これは先生方が発明人になっている特許が2件ということではなく、出願人になっているものがほとんどないということです。啓蒙活動によってその数が徐々に増え、共同研究件数が飛躍的に伸びたこともあり、昨年は52件の発明届がありました。その中で、岐阜大学に帰属したものが40件程度、先生個人に帰属したものが13件です。

現状はこのようになっておりますが、皆さんご存じのように、岐阜大学は平成16年4月から国立大学法人となり、国立大学の看板をおろします。それに伴い、特許も、来年度以降は原則として職務発明ということになり、原則大学帰属になります。ただ、大学にはそのすべての特許を出願する原資はございません。今後、大学として経理が破綻しないためには、特許の実施の可能性や、大学にとって特許として押さえておいた方が良いかどうかを判断し、どういう特許を大学として出願するのか、また、個人に帰属させて良いものについては個人帰属にするという、きちんとしたポリシーを持たなければなりません。そのため、平成16年4月に向けて、現在ポリシーづくりを行っています。特許・知的財産に関するポリシー、これは当然ながら帰属問題だけではなく、特許を出願することによって、先生方にインセンティブをどう

与えるかが重要と考えています。

岐阜大学は教官が約800名、教官以外の事務官・技官が800名の定員数で、現在おおよそ1,500名の職員がいます。さらに学生は、留学生等を含めると、8,000人程度、5学部を擁する組織となっています。岐阜大学は現在、岐阜市内の中心地の司町に医学部と附属病院がありますが、平成16年6月には移転してきますので、岐阜市の柳戸地区に大学のすべての組織が集まることとなります。そこで、すべての知的財産が一つの場所に集まる機会を利用し、共同研究や知的財産を利用した種々の事業をやっていこうと思っています。

岐阜大学は地域における中規模の大学ですが、岐阜大学の産学連携を推進している産官学融合センターのモットーは「地域の活性化なくして岐阜大学の活性化はあり得ない」としています。学長も、ことあるごとに地域の方々に対し地域の活性化が一番であるとお話されています。地域が活性化すれば、そこに立地している岐阜大学もよくなります。地域の活性化のために何とか寄与したいと思っています。

産学連携の中心的組織であります同センターはどんな組織かといいますと、現在四つの機能を持っています。

一つはリエゾン機能、これは産業界と先生方のお見合いを企画する機能です。現在、そのお見合いの仲人の組織、私たちは産学連携コーディネーターといっていますが、10人の常勤・非常勤のコーディネーターを学内に揃えています。コーディネーターは、学内の先生方を回ったり学外の企業を回り、共同研究を増やすために努力しています。その成果が、旧帝大7大学と東京工業大学を除きますと全国トップの共同研究数を誇る大学になり、学長以下、本当に驚いています。ただ、驚くべきランキングなので、平成15年度は、本当に大丈夫かといわれている状況です。以上がリエゾン機能です。

二つ目は契約事務機能で、研究の契約をする組

織が事務官で構成されています。その組織は、通常他大学では、センターとは別のところにあるのですが、岐阜大学の場合は、センターの玄関の窓口のところに事務経理を担当する組織があります。これが他大学にない非常に大きな特徴です。

三つ目はインキュベーション機能で、これも知的財産に関連するのです。大学で発生した知的財産をどう使うか、企業に使っていただくのも当然なのですが、もう一つは、大学の先生自体が起業する。もしくは、大学の知的財産について興味を持った方が企業化するという事です。これは、先生方が経営者になるのではなく、先生方の技術、知的財産を使って、例えば学外のCOO（最高執行責任者）が、会社を起こすということです。会社を起こす組織のハードウェア、つまり、インキュベーション施設を平成16年3月の竣工に向け同センター横に建設中です。入居部屋は12で、現在この機能のための規則づくりを行っています。

四つ目はTLO機能で、知的財産の流通、ライセンスとか技術相談等を行う機能です。昨今、経済産業省及び文部科学省が認定しますTLOが全国に30数個できています。岐阜大学は外部に独立したTLOをつくるということではなく、センター内に学内機能としてTLO機能を持つということを考えています。

これがおおよその産官学連携に向けた岐阜大学の動きです。その他、産官学連携を強化するために様々な催し物を企画、実行しています。

道上 岐阜大学の研究数は、旧帝大、東京工業大学に次ぐ研究数であり、それとともに地域の活性化、特に岐阜県の企業を念頭に産学連携を考えておられるということでした。また、TLOの機能も持つ予定であるというお話でした。

岐阜県中小企業団体中央会の森本専務理事、産学連携といった場合の、もう一方の当事者である産業界のお立場から、大学の持つ知的財産の産業への活用について、大学に対する期待であるとか、あるいは産業界が抱えている問題点であるとか、

さらには産学だけではなく、産学官の連携といわれておりますので、官、すなわち行政への期待、要望などについてお話いただければと思います。



森本 安彦氏
(岐阜県中小企業団体中央会専務理事)

森本 今、八嶋先生が話されたように、岐阜大学は6年で約7倍の共同研究ということですが、全国における大学の共同研究というのは、1991年からの10年間で約4.6倍になっています。今、先生からお話があったように、非常に岐阜大学は進んでいるなという実感を持ちました。このたび、文部科学省の「大学知的財産本部整備事業」の支援プログラムとして、岐阜大学の「地元中小企業との組織的交流を軸にした産学官連携の推進」が選定されました。

私ども県内の中小企業は、約12万社程ありますが、中央会傘下の企業はその約半分、6万社程です。この産学官の共同研究による知的財産に対する期待は非常に大きいものがあります。中央会としましても、この機会にスタッフ部門を一つ設けて、積極的に大学との連携を強めたいと思っています。

大学の共同研究への期待としては、共同研究した成果を技術移転することが企業の大きな期待でもあり、希望でもあるわけです。それがひいては、この厳しい経済環境の中で雇用の拡大と経済的な成果につながるのではないかと思います。

私たちの考え方としては、県などの公的な機関においても整備事業の採択を契機として、これまで以上に積極的な支援、協力をし、産学官が一体

となった連携を行うことにより、より効果が上がると思っています。今までは、どちらかという、有力大学と有力企業との連携が比較的多かったのではないかと思います。

しかし、「岐阜匠の技」といわれるように、中小企業は非常にノウハウを持っていますし、中小企業ならではの技術も持っています。そういうものをお互いに生かしながら、大学発のベンチャーといいますが、この連携発のベンチャーというものを育て、経済的な効果、雇用の拡大、活性化につなげていければと期待しております。

道上 岐阜県中小企業団体中央会では、スタッフ部門を設けられるということで、大学の方も、産業界の方も組織的取り組みが始まっているということです。また、県行政に対してもこれまで以上の積極的な協力をというお話でした。

次に、恐らく行政の側といってもよろしいかと思いますが、産学官連携のコーディネーターまたは仲介、あるいは支援の役割をしておられるお二方にお伺いします。

まず、財団法人岐阜県研究開発財団の平田副理事長、大学などが有する研究及び技術のシーズと地域企業のニーズをコーディネートする仕事に取り組んでおられるということですが、そのお立場から、今のお二方の話を受けましてお願いします。



平田 泰宏氏
(岐阜県研究開発財団副理事長)

平田 研究開発財団は、平成6年度に設立しましたが、この設立目的が産学官共同研究、あるいは

研究開発のコーディネート、そして、その研究開発を支援するという一番大きな柱として設立し、事業を展開してまいりました。

特に大学のシーズを企業が活用するということを促進しなければならないと考えております。といいますのは、先ほどの八嶋先生のお話を伺いますと、岐阜大学は非常に積極的になっているのですが、研究開発財団発足当時は企業側から見ますと、大学の敷居は非常に高いとの思いでした。一部の企業を除いて、大学のシーズを活用するという認識があまり高くありませんでした。

そこで、行政としても、せっかく地元にある大学のシーズを大いに活用しようではないかと考え、平成元年度から制度化しておりました産官共同研究を衣替えして、平成8年度から公募制の産学官共同研究制度を立ち上げました。同時に、大学や研究所の持っている人材、あるいは設備等のデータベースを作り、企業の技術者、あるいは企業主等に対し、インターネット上で公開できるようにしました。もちろん現在では、岐阜大学ははじめ各種の機関でこうしたデータベースの公開をしていますが、企業側から見れば、できるだけ多くあった方がより便利だろうという作戦があり、やってきました。

平成8年度から昨年度までの7年間におおよそ50件の研究開発を支援し、その中から生まれた研究成果15件について、現在特許申請しているところです。

大学のシーズを企業がそのまま使うことは、非常に難しいものです。また、大学の先生方が研究をされる場合は、最初から企業に利用してもらうために研究をやるという立場ではありません。このため平成14年度から大学の先生をリーダーとして、プロジェクト創出研究会を発足させ、平成14年度に10件、平成15年度に13件研究会を実施しております。

まず、先生方に手を上げていただき、企業や公設試験研究機関の興味のある技術者・研究者に、

この指とまれ方式で集まっています。多い場合で20企業程度、少ない場合ですと数企業が、最長2年間かけて起業化あるいは事業化のための問題点を抽出し、より大きなプロジェクト研究に発展させたり、事業化の支援をやらうと考え進めています。もちろん大学のシーズ活用すべてが、知的財産の活用ではありませんが、従来から特許化されているものをはじめとして、企業が利用しやすい形で進めるにはどうしたらいいかという視点で、活動を進めているところです。

道上 大学と企業の間敷居を低くするため、研究開発財団として取り組んでおられる取り組みの幾つかをご紹介いただきました。

続きまして、特許流通アドバイザー、あるいは情報提供といった事業を通じて、シーズとニーズの出合いの場、あるいは機会をつくっておられる、岐阜県知的所有権センター特許流通アドバイザーの松永さんから、大学との関係ということでお話を願います。



松永孝義氏
(岐阜県知的所有権センター特許流通アドバイザー)

松永 県内の現場をよく歩いている立場からざっくばらんにお話をさせていただきます。私も企業の人も、大学の技術については、期待しています。非常に期待していますが、大学の先生の置かれている場と企業の置かれている場が全く違います。企業というのは営利目的ですし、大学は、研究開発、教育機関です。

色々な考え方はあると思いますが、産学官の共同開発で本当に成功してお金を得るためには、大

学の先生方もある意味では下におりてきてもらわなければいけないのです。企業も上に上がらなければいけないのですが、従来はほとんど大企業しか大学との共同開発をやっていなかったと思います。それは、受け皿として人が要るわけですが、中小企業にはそのような人がいないのです。その間をどうやって埋めるかというのが本当のコーディネーターの腕だと思います。もちろん目利きの人も大事なのですが、ある技術に特化していてもいいと思います。むしろ、幅広い技術と知識を持っていて、固有技術はなくてもいいと思っています。例えば商社の方とか、市場が読み取れる人が向いていると思っています。

私は特許流通アドバイザーになってちょうど5年目になるのですが、最初に特許を動かしたのは、岐阜大学の先生の特許なのです。今、それが商品化され、年間数億円で、もっと広がっていくと思っています。何故うまくいったかということ、大学の先生も下におりてくれたのですが、大事なのは、受ける方がやる気でやったということ、これをやらなければ駄目だという気でやったということです。

商品化にあたっては、企業と大学の先生とはかなりやりとりがあったようですが、それなりに、対応していただきました。今まで大学は、敷居が高いといわれている部分がありましたが、最初の特許を動かした時も20人ぐらいの企業でしたので、企業の方を大学に連れて行った時に、「ああ、こんな小さな企業」というような感じがありました。岐阜大学の先生方の技術や、研究を県内の企業に生かすということについて、大いに期待していますが、それを生かすためには、やはりもう少し企業寄りの感覚になっていただきたいと思っています。

道上 産学官連携をもっと進めるためには、大学の側も企業の側も、もっとお互い近づき合うというか、歩み寄りというか、そういうことが必要だというご意見でした。

最後に、財団法人岐阜県産業経済振興センターの谷理事、県産業経済の育成支援を行っているという立場から、大学の持つ知的財産の産業経済への活用についてお願いします。



谷 博久氏

(岐阜県産業経済振興センター理事)

谷 私は、産業経済振興センターの役割についてかねがね考えておりまして、産学の仲立ちをすることが、当センターの役目の大きなものであるという認識を持っています。

平成14年7月に大日本土木(株)が破綻しました。政府が不良債権の処理を加速していけば、続々にこういう事態が起こります。県内の企業の持っている技術が散逸するのではないかと大変危機感を持ちました。そういう観点で八嶋先生のところに伺いまして、「先生、こういったケースから何かさらに大局観を持って、知的財産を評価したり、あるいは流通させたり、売買させたり、あるいは事業化までするような役回りを考えているのですが、何とかご協力いただけませんか」と相談を持ちかけました。先生も大変深い関心を持たれまして、「目利きの機構というのが必要なのですが、ないのです。」といわれました。

私は産業経済振興の観点から金融界のことも気にしています。土地と建物を担保にする融資も限界に来ていますし、そのためには何か別の観点に着目した融資制度を考えなければいけません。仮の名称ですが、「知的財産評価機構」のような組織、NPO であれ、財団であれ、株式会社であれ、何か欲しいという認識が高まっていった経緯があ

ります。産業経済振興センターも、こういう作業を産官学と一緒にやっていかなければならないという気持ちがありましたので、非常に前向きに取り組んできました。

先ほど森本専務理事からご紹介がありましたが、今般、岐阜大学の「地元中小企業との組織的交流を軸にした産学官連携の推進」プログラムが採択されました。平成15年度、16年度について実績が認められれば、17年度、18年度、19年度も予算化への道がってきます。これには岐阜大学に産業経済振興センターが、岐阜県の産業経済振興という観点から応援をさせていただいたという経緯があります。

今は、この実績づくりを進める必要があります。下手をしますと岐阜大学につく予算が、15年度、16年度で終わってしまう可能性があります。国の予算編成のシステムから、そんな危惧を持っていますので、先般、6件ほど岐阜大学の先生方の案件を東京の目利きのところに持って行きました。「どなたかこういうもので、岐阜県で事業を起こす人はいませんか」という募集をしたところ、何とかやりたいという人が、手を上げてきたようです。とにかく形よりも実績をつくることによって、そこに人と金がついてくるような進め方をしているところです。

また、これは地元中小企業との交流を軸にするプログラムですので、中小企業団体中央会、あるいは県工業会の傘下にある企業の方々のシーズを岐阜大学の先生方と連携しながら事業化まで持っていければ、また別ルートでの実績づくりになると考えています。

道上 岐阜県産業経済振興センターが岐阜大学と連携して、大学の持つ技術を活用して、産業おこしに取り組んでいるというお話でした。

大学の持つ知的財産の活用について、皆様からお話いただいたわけですが、まさに大学の方でも既に取り組みが進められていますし、産業界の方でも、受け皿といういい方は適当かどうかわかり



道 上 浩 也 氏
(岐阜県産業経済振興センター理事長)

ませんが、取り組んでおられます。そして、両者をつなぎ、サポートする研究開発財団、あるいは知的所有権センター、さらには産業経済振興センターが、それぞれ支援しています。大学の持つ知的財産の活用により地域産業を活性化しようという動きが、まさに進められているということです。

目的は、岐阜県の企業を元気にする、あるいは岐阜県の既存企業だけでなく、岐阜県に新しく企業を起こしてもらうことで、全体として岐阜県が元気になるということです。それぞれのお立場での取り組みが近々大きな成果を生み出して、岐阜県の大学発ベンチャー企業が次々と生まれるということが、期待できるのではないかと考えています。

次のテーマに移らせていただきます。知的財産の活用ということ考えた場合に、開放特許、あるいは利用されていない未利用特許、休眠特許というものの活用が重要な課題だと思います。ご承知のとおり、企業、特に大企業かと思いますが、さらには大学、研究機関が持つ特許が、せっかく特許という形で権利化されいながら、活用されないままどこかに眠っているという状況が日本全国で多々生じているといわれています。岐阜県企業としても、こういうものは宝の山であり、もっと活用することを考えてはどうかということです。

そこで、こうした問題に取り組む上で、中核的な役割を果たしている知的所有権センターの松永

さんに、知的所有権センターの取り組みの概要、今後の方向、課題についてお願いします。

松永 知的所有権センターの全体の事業及びその中の特許流通支援事業についてお話いたします。

知的所有権センターは、平成8年度当初は特許情報の検索方法、閲覧を指導する検索指導アドバイザーで構成されていました。平成11年度からはそれを充実して、特許流通支援事業が加わりました。特許庁から独立行政法人工業所有権総合情報館に事業が委託され、さらに、工業所有権総合情報館から発明協会に事業が委託され、発明協会から支援を受けている事業です。

大きく分けて二つあります。一つは先ほど申しました、特許の検索と閲覧を指導する事業です。特許庁の方もインターネットでIPDL（特許電子図書館）という方法で、皆さんが見られるようにしているわけですが、当センターには特許庁との直結の端末があります。インターネットでは混んでいて、なかなかつながらないという問題が、ここでは解決できています。特許の検索方法についても色々な方法があり、検索アドバイザーが適切な指導をするというのが、特許検索閲覧事業です。

次は、特許流通支援事業で、私を含めて2人に対応しております。事業概要を説明しますと、使われていない特許、もしくは使っていても、よその方に譲ってもいいという特許を県内の企業に紹介、仲立ちをすることを仕事としています。特許流通アドバイザーが大学・企業等にニーズ、シーズの調査に回り、もし自分で特許を使っている、よその人にも譲ってもいいよという場合に、工業所有権総合情報館のデータベースに登録してもらうことを特許流通アドバイザーが仲介します。そして、そのシーズに基づいて、県内の企業に紹介させていただくというのが、特許流通アドバイザーの事業です。

経費はすべて特許庁の方から出ています。平成9年度からこの特許流通促進事業が始まり、岐阜

県の場合は平成11年度から受け入れています。累積でどのくらい特許が動いたかといいますと、平成9年度から14年度までの間に全国で約3,500件の特許が動いています。

今、アドバイザーが全国で104名いて、各県に1～2名ずつ派遣されています。その104名のうち37名が、TLOのアドバイザーとして派遣されています。多数の特許が動いていますが、この中には共同開発契約、秘密保持契約等も含まれています。通常実施権が動いたのは半分と見てもらった方がいいのではないかと思います。うち岐阜県の場合、この4年6ヶ月で約30件だと思いません。

問題は、県内の企業に紹介に参りますと、まず第一に「知的所有権センターって何だ」といわれるのです。特許を使って自分のところの商品づくりをしよう、もしくは商品に対して自分のところの特許技術を上乗せして、もう少し新しい機能を備えたものに改善しようという意識に持っていき、2年かかります。やり方はあると思いますが、やはり2年かかって、3年目からぐっと伸びてきたというふうに感じています。

それから、特許移転できたための経済効果が、全国ベースの累積で462億円です。462億円というのは、特許を使って製品を売ったという金額、それから特許を譲ったライセンス料、その二つが入っています。岐阜県の場合、多分数億円、1億か2億程度いつているかも知れませんが、企業の方はなかなか正確に教えてくれないので想像ですが、そのくらいの成果が出ていると思っています。

先ほど八嶋先生に、岐阜大学の技術について期待していると申しましたが、問題はいいシーズをどうやって取り込んでいくかです。そのいいシーズというのが、恐らく大学に眠っていると私は期待しています。

開放特許というものの位置づけは、特に開放特許という名前があるのかどうか、私にはわかりま

せんが、要するに企業の方が開放してもいいと意思表示をしたものです。

先ほど、工業所有権総合情報館にデータベースとして登録する説明をしましたが、それが現状では4万5,000件程あります。それから、ここ四、五年のうちに大手企業、日立とか、三菱電機とか、岐阜県ですとかヤバ工業などが自分のところで開放してもいいという事例集、開放集を出しています。そういうものを含めて、開放してもいい、譲ってもいいという特許だろうと思っています。

道上 開放してもいいと意思表示されたものが、登録されているだけで4万5,000件、そのうち、実際に流通したのが約3,500件、多いのか少ないのかというと、多分まだ少ないといってもいいかと思っています。そのうち岐阜県は100分の1ぐらいですか、これまた少ないなという気がしますが、こういう特許流通の取り組みが進められているということです。

そこで、今のお話をベースにいたしまして、皆様方からご発言をお願いします。

まず、八嶋先生から、今度は大学の取り組みということも含めて、もちろんそれと離れても結構ですが、開放特許の流通に関するお考えなどをお願いします。

八嶋 松永さんのお話をお聞きして、岐阜大学の先生方の個人の特許については、流通されたご経験があるという話を知りました。大学が保有しています機関有の特許については、実は今まで実施件数はゼロです。せっかく大学が先生方の成果として特許を保有していても、大学自体は非実施機関ですので実施できません。ですから、開放特許として宣言をしているのですが、営業がおりません。広報する担当者もいませんし、売って歩く者もいません。ただ、大学の特許というのはすばらしい側面を持っておりまして、特許に発明人が付いております。特許の文章だけ、図面だけではなく、それを根本から発明した人が横にいて、特許を使う場合は、その発明した本人のノウハウ、言

葉が同時に使えるという非常にいいものでありながら、使われていない。この理由としては、すぐ商品に結びつかないとか、色々な欠点はあるかと思っています。今後は、先ほど申し上げた TLO 機能、それからリエゾン機能のコーディネーターがおりますので、現状保有しているものについては、積極的に広報、それからライセンスをするよう努力をして参りたいと思います。

それから、これも松永さんの方からご意見がありました。大学には非常にいいシーズがあるのですが、先生方は論文に書いてしまいます。なぜかということ、先生方の人事の判断材料は論文数です。ところが、論文で公開すると新規性がなくなりますので、特許になりません。大学では論文を書く前に特許を出してくださいという啓蒙が、まだまだ行われていません。裏を返せば、特許を幾ら出しても、それが人事の判断材料になっていないのです。本来ならば、法人に変わるのを契機に、研究だけではなく、教育、社会貢献、こういったものが大学教官の人事の判断材料になっていくことが望ましいのですが、そのポリシーづくりがまだ遅れているのが現状です。

今後は開放特許という名前ではありませんが、人が付いている特許を実施機関、もしくは、大学発ベンチャーで有効利用できるように努力していきたいと思っています。

道上 大学はいいシーズを持っているけれども、それを特許として権利化する際、あるいは流通させる際の問題点についてお話をいただきました。

続きまして、森本専務理事から、産業界としてのご意見ををお願いします。

森本 今の開放特許の活用については私どもの傘下の企業において、開放特許を実施しているところはないと思います。それから、利用についても非常に少ないと思っています。

今、松永さんから色々お話がありましたが、昔、ジョイス・パトリス（JOIS：科学技術文献検索ネットワーク（有料））PATOLIS：特許関連

情報検索ネットワーク（有料）というのがありました。今、ジョイス・パトリスの話がでなかったのですが、これは、かなり利用できたのですが、今どのような活用をされているのか、疑問に思いました。そういうものを企業としても大いに活用したいと思います。

そして、知的所有権センターの活用についても、当然これから十分企業に周知する必要があるのではないかと思います。

また、八嶋先生からお話がありましたように、いい特許であるけれども、利用に結びつかない部分があるということですが、例えば公にできない部分でありまして、できる限りの部分について公にさせていただくとか、あるいはパンフレットにさせていただくとか、また、岐阜大学のインターネットにより広報させていただくとか、こういうふうにご利用させていただくことが企業にとっても非常に効果があると思います。

今、県内企業においても、インターネットが普及していますので、そのような活用方法によって利用できると思っています。

実は、昨日、国で三位一体の改革の中で予算の説明があり、国のほうで新しい連携予算6億円が新規で予算措置がされるようです。その中に、新しいベンチャーによるフィジビリティ調査（可能性調査）プラス実現化に向けての事業が取り組めないかと考えています。

皆さんのお話を聞いて、フィジビリティ（可能性）を探り、実現化できるものにこういう開放特許が活用できるのではないかと思いますので、これから予算編成に向けて、是非取り組んでいきたいと思っています。

道上 やはり産業界、特に中小企業の側からしますと、開放特許を実施している特許は恐らくないだろうし、利用の方も少ないというお話でした。どうも特許の流通という面では、まだまだこれからだなという感じがいたしました。

続きまして、平田副理事長からお話願います。

平田 基本的には開放特許というのは企業が出しているのが一般的な考えだと思うのですが、もちろん産業界が利用するのは、当然岐阜大学の特許をはじめ、大学とか産業技術総合研究所、あるいは物質材料研究機構といった旧国立の研究所が持っている特許及び県の研究所の持っている特許、これらの比率が非常に高いと思います。特に大学と公的機関の持っている特許というのは、全てが特許実施者ではないのです。全てとは申しませんが、特許を取っても、それを実施する立場にはほとんどありません。一部自分のところで利用するかも知れませんが、それは企業に対して開放するために取った特許であるはずで、もちろん国、県とはいえ、公設研究所、大学等を含めまして、企業との共同研究で保有したものについては、開放に対する障害をかなり持っていると思います。

そうした中で、私ども研究開発財団では、平成11年度から多くの機関にご支援いただき、技術移転とか新事業の創出、ベンチャー企業の育成ということを主に取り扱いますエンタープライズ岐阜事務局を立ち上げています。取り扱っている業務は、ベンチャー企業を始めたいがどうすればよいかといったような相談、あるいは企業内ベンチャーを起こそうとする人たちからの相談です。

現在、これから事業を起こそうとする個人、あるいは企業内ベンチャーの相談件数は、年間500件を超えています。この500件の中には、大学の特許に既に目をつけてこれを活用して事業化しようとか、企業からスピンアウトして自分自身でその特許権を持ってやろうとしている人がいます。そうした希望が、非常に多いものですから、現在40名ほどのアドバイザー、あるいは私どもに所属していますコーディネーター等を利用いたしまして、指導・支援しているところです。

この後の知的財産の担保の件にも触れてくるのですが、多くの場合、本人がこれはすばらしいと思っているほど、周囲の評価は高くないというこ

とを指導しながら、いいものに育てていこうと今進めています。

一方で、県の研究所は現在年間に20件から30件、特許を申請しています。現在、そのうちで許諾しているものが20件ほどありまして、公表されているもので、県がいただいている特許収入は年間数百万円と報告されています。これからますます、それが増えていくことを期待していますし、研究開発財団の役割として、それが企業にできる限り活用されるようにコーディネートをしていきたいと思っています。

道上 続きまして、谷理事よりお願いします。

谷 開放特許が利用され、活用されるためには、特許の価値を客観的に評価するということが非常に重要です。誰もが納得できるような客観的な評価がなされれば、当事者間のロイヤリティーなどの交渉が非常にまとまりやすく、開放特許の活用推進につながるというふうに考えます。そういう意味で、先ほど申し上げました知財評価機構の設立というのは、開放特許の活用促進につながる可能性があるという見方をしています。

一見、開放特許というのは所有者が活用しないということで魅力がないというふうに見られることもあります。中小企業にとりましては、事業化という時には規模の利益というよりも、その特許の中身ということで、活用していける場面があると思います。開放特許というのは、即戦力になるものが多いのではないかという点も魅力的です。

大学の特許の場合は、商品化するために多くの時間と投資が必要な場合が多いと思いますが、人的にも資金的にも余力の乏しい中小企業にとっては、非常に魅力的なものであると思っています。冒頭に申し上げましたように、その特許の価値を客観的に評価するということはやはり重要で、知財評価機構が必要な理由でもあるということを上げたいと思います。

道上 開放特許の活用というテーマでお話いただ

きましたが、最初のテーマ、大学の知的財産の活用ということに関しましては、特に共同研究などでは、岐阜大学は全国でもトップクラスとっていいかと思えますし、そういう実績を上げているということでした。

しかし、特許活用、あるいは特許の流通という側面に限って言えば、岐阜大学もまだまだこれからだということですし、また、県内の企業の方々にとっては、特許の流通に携わっている知的所有権センター自体があまり知られていないというお話もありました。

とにかく特許は、特許権を取るだけでは仕方がないわけで、それが産業に活用されて初めて生きてくるということですので、開放特許活用ということに関しては、これからもっとPRも含めて促進していかなければいけないと思いました。

それでは、次のテーマに移らせていただきます。

知的財産の持つ資産価値に着目した知的財産担保融資について取り上げたいと思います。

ご案内のとおり、我が国の中小企業金融という面では、依然として間接金融が主体です。そういう状況のもとでは、ベンチャー企業をはじめとする中小企業においては、特に物的な資産が少ないという場合が多いようですので、融資を受けるに当たりまして、担保になるものに欠かすという状況があるということです。一方で、中小企業といえども、非常に魅力のある技術を持っている企業も多いことから、物的資産ではなく、無形資産としての知的財産に着目して、これを融資の担保にしてはどうかという話です。日本政策投資銀行などでも進めているようですが、この岐阜県において、どういうふうに進めていくかということです。

まず、この点に関しまして、私の方から、産業経済振興センターが行いました知的財産担保融資に関する若干のアンケート調査の結果をご紹介します。

調査時点は平成15年7月です。岐阜県内の20の金融機関に対しましてアンケート調査を行いました。この20の金融機関のうち17(85%)は、「知的財産を担保として認めていない」という結果でした。担保価値を認めていない理由としては、知的財産そのものの「評価がむずかしい」という答えが16、「評価する組織がない」が3となっており、「評価する組織がない」は「評価がむずかしい」と同じことだと思えます。それから「流通市場が成熟していない」が3、「知的財産についてよくわからない」が2でした。いずれにいたしましても、ほとんどの金融機関が、まだ知的財産を担保として認めていない理由としては、「評価がむずかしい」ということでした。そういうアンケート結果をも踏まえまして、皆様方にご発言をお願いしたいと思います。

まず、八嶋先生、岐阜大学では現在、知的財産担保融資について検討しているということですので、これまでの研究の成果なども含めましてお考えを聞かせてください。

八嶋 今、道上理事長の方から、日本政策投資銀行のお話がありましたが、先行しています日本政策投資銀行では、知的財産を担保化するためには、既に知的財産が特許化されていることがまず一つの前条件となっています。それから、その特許を使って製品化、もしくは実施できる体制が整っていて、それを使って収入が得られるという保証があり、もし経営に失敗した場合は担保として処分できる価値があると認められて、初めてバランスシート上で担保化されるわけです。

実は今、勉強会をやっております。しかし、岐阜大学と地域の銀行、それから産業経済振興センターも含めて勉強しておりますのは、知的財産といっても特許化されていないものとか、ノウハウの段階とか、暗黙知の段階とか、そういうものも含めて、知的財産を対象とした担保もしくは投資制度のような、面白い仕組みができないだろうかということですよ。

したがって、もしかすると日本政策投資銀行がやっているような仕組みに落ち着くかも知れませんが、あるいは国の施策であるリレーションシップバンキングを拡大解釈して、新たな岐阜モデルができあがる可能性もあると考えています。さらに勉強を続けて、その成果を皆様の前でご披露できる日がくれば良いなと思っております。

道上 今、勉強しておられるということで、是非岐阜モデルというものをお考えいただいて、それが日本全国へ広まっていけば、非常にいいことではないかと考えています。

続きまして、森本専務理事、産業界のお立場からお願いいたします。

森本 知的財産担保融資と、それから知財評価機構についても考えておられるということですので、その現状と期待と希望ということでお話したいと思います。

中小企業に対する金融機関の融資の現状ですが、非常に厳しい状況にあります。それは、過去も現在もそうなのですが、融資を受ける場合には土地が担保として必要になります。それが現在、土地価格の下落によって担保余力が無くなっています。あるいは金融庁の不良債権処理等によりまして、企業への融資については非常に厳しい逆風になっているということです。そういう意味で、この知的財産担保融資というのは、企業にとっても非常にメリットがあるし、大きな期待をしているわけです。

そこで、知的財産担保をいかに有効なものにするかというのが、今考えておられる知財評価機構に基づいた評価ではないかなと思っています。希望ですが、この目利きとなる委員の選定とその能力強化が知財評価機構が行う評価の大きな裏づけになる、そして、評価能力の高さがますます知財評価機構の権威を高めることになり、企業あるいは特許等に対し価値を持たらすようになっていきます。

メンバーとしては、やはり研究者、専門家は当

然ですが、中立公平な人材の選定ということもあります。知財を評価して、その知財評価がいかに市場形成に効果のあるものになるかどうかは、目利きをする委員がしっかりしていないと、なかなか難しいのではないかと思います。それが一般の方の評価機構の認知につながり、知財の評価に大きな効果があると思うわけです。そういう意味で、企業としても大きな期待があります。そういう観点から是非、知財評価機構が広く認知されるだけの力を持つ組織となるように、しっかりつくっていただくことが大事だと思っています。

いずれにしても、新しい中小企業政策は、いわゆる救済から競争という、自立する中小企業を目指していますので、企業としましても、認知された知財評価機構から知財の評価を受けて、知財を有効に活用することによって、また、知財に基づく担保融資によって、企業の大きな発展につながると考えていますので、大いに期待しています。道上 産業界からの期待についてお話をいただきました。

次に、平田副理事長、ご意見をお願いします。平田 先ほどのアンケート結果からわかりますように、この知財をもとにした融資という窓口、先ほどエンタープライズのところでもお話ししましたが、決して融資の窓口が広いという状況ではありません。起業に対する本人の価値観と融資する側の価値観が全然乖離しているというのが実態かと思っています。

そこで、知的財産担保融資について考えますと、この知的財産の評価機構をしっかりするとはいうのですが、現在しっかりしたものが全国的に、組織的に構築されている状況ではありません。そうした中で私自身が思うのは、どうしても知財を評価するのは、2段階必要ではないかと思っています。

第1段階は、企業がその知財を導入するにあたり、知財の、例えば特許の有効性を評価する段階、これは必ずしも融資とかそういう問題ではありません。企業自身がその知財（特許）を導入するか

どうかを、はっきり第三者の目で評価していただく。自分がほれ込むということも大切であります。第三者の目で 大学の先生がつくったものだが、実はこうだという評価をしていただく。

第2段階は、知財の担保融資についてです。これは知財の持っている有効性、それ以上にその知財を活用しようとする企業のやる気、あるいは企業自身のマインドに左右されるということです。幾ら価値があっても、そして、企業自身がその知財に頼って事業化できると思っても、とんでもない話です。従って、この二つの面での評価機構が必要かと思っています。

この前段の特許自体の有効性を評価するといえますのは、意外と知られていないのですが、岐阜県は全国で12番目に弁理士さんの多い県です。首都圏、関西圏を除くと、この中部圏では愛知県、静岡県に次いで多く、2001年の段階ですが、21名が岐阜県で登録されています。これだけ多く登録されている県は、県というレベルで見ると非常に少ないのです。従って、こうした人たちを活用した集団が作りやすい状態です。大学の特許、あるいは県有の特許、希望される企業の公開特許を担保融資まで持っていくため、こういう人たちを含めた評価機構を、是非広い目で見つけていただければと思っています。

道上 知財評価機構について、具体的な提言をいただきました。

続きまして、松永さん、ご意見をお願いします。

松永 私の立場としては、知的財産に担保設定していただけるというのは非常にありがたいことですが、アンケートにありますように、銀行側としてみると、一番難しいのは評価なのです。どのように技術を評価するかです。それとあと1点は、技術の進展速度が非常に早いのです。それをどの程度見るのか。特許の有効期間といいますが、権利としての期間を全て有効として見ることができ

るわけではなく、その間に違った技術が出てくる可能性が非常に強いわけです。その辺が非常に難しいのだと思います。

4年か5年くらい前ですが、特許庁がやはり特許の評価ということで指標を出しているのです。特許権について、特許評価という指標を出して、この指標を評価機構をつくられる時に参考にさせていただいて、特許の評価をしていただければと思います。一つの参考にはなるだろうと見えています。ホームページで開放していますから、見ていただければと思います。

道上 知的財産の評価に当たりまして、非常に貴重な提案をいただいたかと思えます。

次に、谷理事よりお願いします。かつて金融機関にも勤務していたということで、知的財産担保融資という面に関しまして、金融機関に勤務していた立場と、今の産業経済振興センターの立場の両方から意見があるかと思えますのでお願いします。

谷 先日、日本政策投資銀行との勉強会に八嶋先生と一緒に出席いたしました。担保物件の種類としては特許権、出願中の特許、プログラム著作権、その他の新財産と割とはっきりしています。出願公開前は除外となっています。それから全く売上の上がっていない特許は、対象外ということでした。平成7年度より100億円超の融資実行実績があるということでした。

考えてみますと、基本的な考え方というのは、知的財産権の対象となっている製品の収益性をどう評価するかということと、担保としての処分が可能であるかどうかといったことが大前提になるという気がいたします。話が前後しますが、収益性ということですと、やはり銀行は融資の基本に立ち戻ることになるわけです。土地、建物という不動産に依存するという考え方は、ある程度並行するとしても重視するという考え方ではなく、事業の収益性ということ、あるいは製品の収益性という判断をもっと持たなければならぬという気

はいたします。この辺の目利き、金融機関の目利きというものが育たなければいけない、成熟しなければいけないと思います。

それから担保としての処分の可能性ということについては、市場が現実には大きなネックになっています。このあたりを応援するということから、知的財産評価機構に非常にこだわっています。産業経済振興センターとしてもこの機構、あるいはこういう機構と同じような趣旨の組織、目利き機構が欲しいと考えている次第です。

この特許は優れているといったようなあいまいな判断ではなく、知財の経済価値を客観的に評価するということが、どうしても必要になります。この知財をもとに事業展開すれば、幾らの売上収入が期待できるかを、目利きで出せればうれしい気がします。そういう面でいえば、目利きの人たちの選任というのは、すごく大事な意味を持つと考えております。

平田 知的財産評価について、研究開発財団の中でこれを討議しました。非常に重要な問題は時間軸なのです。評価にしても、のんびりやっていると、例えばソフトウェアのようなものは、より有効なものが出てくると、それ以前に幾ら優秀なものをつくっていても紙くずになってしまいます。ですから、評価機関が幾ら評価しても、紙くずになったものではもう融資できません。そのところを大学でよく勉強していただきたいと思えます。

八嶋 例えば日本政策投資銀行は、技術開発の非常に速いものについてはバランスシートの年限を2年、3年と短くして、それでどうなるかを判断しています。ただ、そういう風にやりますと、日本政策投資銀行と同じ形態になってしまいます。

岐阜モデルといういい方をよくするのですが、日本政策投資銀行がやっている以外のやり方があるのかを含めて今勉強しているところです。むしろ今おっしゃられたように、非常に技術革新の速い分野は、単年度のバランスシートかもわかりま

せんし、2年かもしれません。

谷 物によって違いますからね。

八嶋 そうですね。

道上 ということは、単年度の分のバランスシートからということになると、短期の融資しかできない。もし、10年のバランスシートが可能であれば、長期の融資もできるということですね。

八嶋 短期ですとすぐ返さなければだめですから、借りる方のリスクが非常に大きくなり、結局借りなくなってしまう。

平田 私どもの事務局の担当者として少しこのところを議論したのですが、ものすごく怖いという話になりました。

八嶋 ただ、日本政策投資銀行の場合は既に100億円融資されているそうですが、ほとんど回収はできているということです。

平田 要するに知財が担保なのですが、それ以外に、例えば企業自身の信用力、つまりは「人」によるということです。

八嶋 「人」は、おっしゃるとおり大事ですね。

平田 知財そのものよりも重要であるということが、事務局の窓口で色々相談をやっていまして出てきています。

八嶋 もう一つは、土地という不動産担保を主の担保とした場合に、知財を副次担保にするという話もあると思います。一つの岐阜モデルとして、通常担保があるのだが、副次担保でかさ上げするという形にするというのも一つの手ではないでしょうか。色々な形態があるのかと思いますので、さらに勉強させていただきたいと思います。

森本 政策投資銀行などいわゆる中央の銀行の場合はいいのですが、例えばベンチャー企業の場合は、実績は何もありません。

しかし、地銀は評価ができないのか、あるいはこちらの説明が不足しているのかは別にして、実績を持って来るように言われると聞きます。ベンチャーというのは、実績は何もありません。企業の将来性を評価しなければなりません。

今回の知財の評価にしても、評価機構ですばらしい評価をして、それを担保にしようとしても、銀行がその評価を認めてくれないと先に進みません。銀行にある色々なものについても、支店では評価ができなくて、本店でないと評価ができないというものが相当あります。このため、銀行にももっと勉強していただかないといけないと思います。

銀行もある程度知的財産担保融資に対する体系をつくって、きちっとやっていただかないと、評価したことはいいが、全然融資が受けられないという可能性も出てくると思います。知的財産担保融資研究プロジェクトの打合せ会の時に、是非よろしくをお願いします。

谷 そこが、全国ネットでやる都市銀行と地方銀行の違いなんですよ。ですから、より地元に着した金融機関は地元をよく知っている。人のことも知っているし、技術のことも知っている。地域金融機関は中小企業と地域経済の活性化を図ろうという発想が出てきているのが、リレーションシップバンキング構想なのです。これはうれしい流れだと思えますので、ましてやこういう機構のようなものが、それをサポートしていく時だと思えます。

金融機関も目利きの一人として、成熟し、成長していかなければいけません。

松永 非常に難しいと思いますが、知的財産というのは実力があって、技術的にいい特許であるものが必ずしも売れるとは限りません。銀行側がどう見るか。銀行側というのは、やはり全体の組織、ベンチャーでも何でもそうですが、組織を見ます。要するに技術を持って行った場合、技術だけだったら絶対駄目なのです。売る方が問題です。その組織をきちっと見て融資するのだろうと思います。そこが問題なのです。

道上 今勉強しておられるのは、特許権などの技術的な知的財産権に絞っておられるわけですか。デザインなどの意匠とか、商標権とかは...

八嶋 商標権、ソフトウェア、デザインを含めるのか、あるいは技術だけで終わるのか、どこまで岐阜モデルとして含めるのかを、地銀と一緒にあって検討しています。

地銀も今、国からの政策で勉強しなさいという指定がきております。リレーションシップバンキングのために、地銀は何をするんだということです。十六銀行も、大垣共立銀行も、岐阜信用金庫も知的財産担保制度ということを書いているわけです。したがって、必死になって勉強しなければいけないのです。

道上 知的財産担保融資についてお話いただきましたが、これもなかなかそう簡単にはいかない話です。岐阜大学の方で、八嶋先生を中心にいたしまして、知的財産担保融資について今研究しておられるということですし、また、今日この座談会でも貴重なご提言、ご示唆などもいただきましたので、今後の研究に期待したいと思います。

本日は長時間に渡り、「知的財産の評価及び活用」というテーマについてご意見を賜りまして、ありがとうございました。

岐阜県も知恵産業おこしを推進していますが、知恵産業おこしを知的財産を使った産業おこしというふうにとらえますと、すでに取り組みを進めています。

今日のお話を受けまして、産学官それぞれのお立場で、また、それぞれがお互いに連携をしながらこれから取り組んでいき、岐阜県の産業経済の発展につなげていただければと考えています。

今日いただきましたご意見などは、今後、私ども産業経済振興センターの業務に取り組んでいく上で十分に生かしていきたいと思っておりますし、当センターの機関誌「岐阜を考える」によりまして、岐阜県産業界などへの情報提供・普及などに努めていきたいと考えています。

最後になりましたが、皆様方の今後のご活躍をお祈り申し上げまして、本日の座談会を終了させていただきます。

岐阜大学の知的財産戦略について



八 嶋 厚

(岐阜大学産官学融合センター長)

*本稿は、岐阜大学の公式見解ではなく、筆者の個人的見解も含まれていることを申し述べておく。

大学の使命は、教育（知の伝承）と研究（知の創造）および蓄積された知を活用した社会貢献である。岐阜大学においても同様に、「学び、究め、貢献する岐阜大学」をモットーとしている。「知の伝承と創造」を追究する総合大学として、学術・文化の向上と社会の発展に貢献するという観点から、岐阜県内企業をはじめ、全国展開企業等との共同研究、受託研究、技術指導、奨学寄附金の受入、知的財産による技術移転等の産官学連携を積極的に推進している。その推進部隊となっているのが、産官学融合センターである。本稿では、産官学融合センターが中心となって実施しようとしている知的財産戦略について概説する。まず、学内の知的財産の創出・管理・活用といった戦略についてまとめ、次いで、大学および県内企業等の知的財産を用いた、地域の産業活性化策の一部について述べる。

国立大学法人化後の知的財産ポリシー（案）

平成16年4月に岐阜大学は国立大学の看板をおろし、国立大学法人としてスタートする。学長が述べているように、「岐阜大学として個性を打ち出すチャンスであり、時代とともに自ら変わることができることは、とても大きな意味を持つ。」このチャンスを知的財産戦略についても活かしていかなければならない。

知的財産に関する現状と国立大学法人化後の戦略についてまとめてみたい。図-1は、平成元年から現在に至るまでの、発明届件数の推移である。平成11年度以降、発明届件数が急激に増加していることがわかる。職務発明以外の発明に関しては、発明は発明者個人に帰属することが原則となっており、平成12年度までは、発明のほとんどは発明者個人に帰属していたことがわかる。しかしながら、平成13年度以降は、発明者等からの譲渡により最終的に国に帰属する発明が急増している。この背景には、国に帰属する特許については出願・審査請求・維持費などにかかる経費が国負担となり、個人の経費を使うことがない、特許化しても実施される可能性が高くないと発明者本人が判断している、等の理由が考えられる。一方、国立大学法人化以降は、発明は原則として職務発明と考えられ、機関（岐阜大学）に帰属する。また機関帰属の特許は、出願等の経費を大学が負担しなければならない。図-1に示す平成16年度の見込み（50件程度）に基づくと、国内および外国への出願に対してかなり多額の支出が予想される。このような状況にあって、知的財産の創出・管理・活用においては、知的財産ポリシーを策定し、岐阜大学内外に周知徹底して行動しなければならない。現在、産官学融合センターが知的財産ポリシーを策定中である。まだ最終案には至っていないが、その要点をまとめると、図-2のようである。

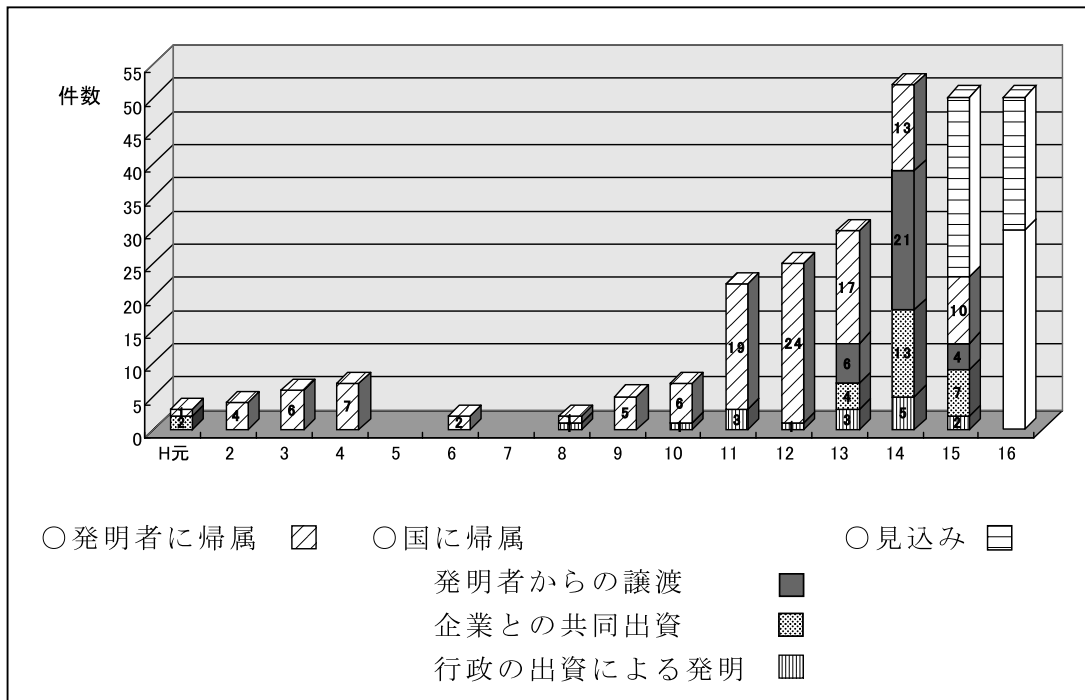


図 - 1 岐阜大学における発明届件数の推移と発明の帰属先

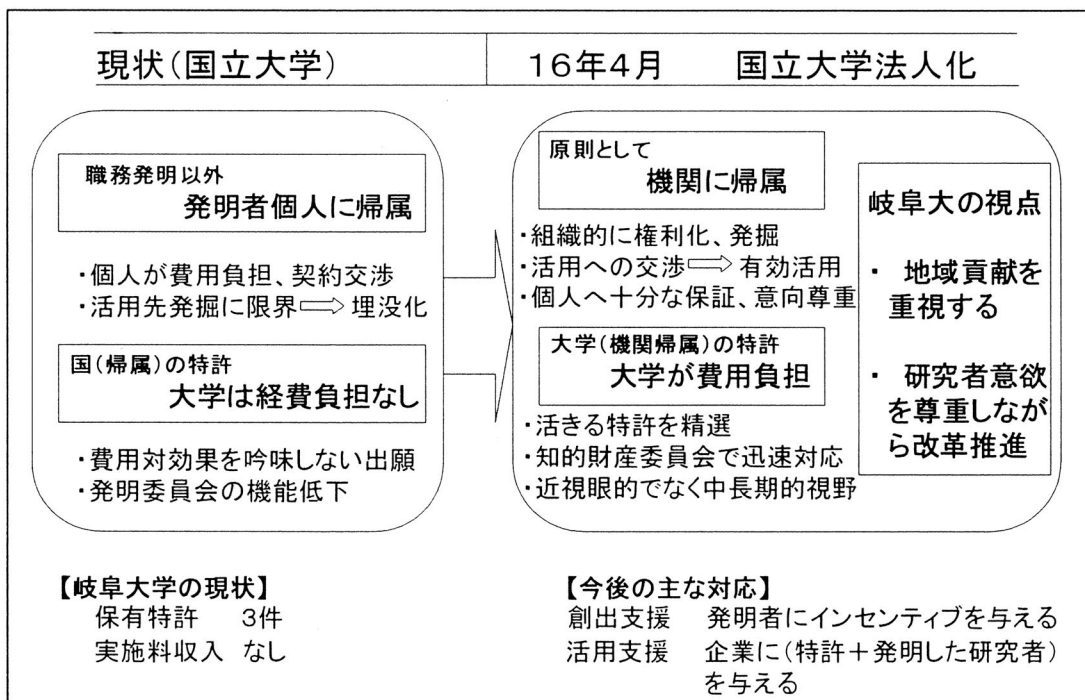


図 - 2 知的財産ポリシーの要点

この図を眺めながら、国立大学法人化以降の知的財産ポリシー(案)を述べる。

1) 基本的な考え方

国立大学法人化を機に、岐阜大学が研究水準の一層の向上を図り、主体的に知的財産の創出・管理・活用(以下「知的財産マネジメント」という)

を戦略的に展開していくことは、大学が社会的な存在理由を明らかにし、国民の理解と支援を得るという観点から極めて重要である。

岐阜大学においては、この機会に、異なる分野間の学際的研究や地元企業との共同研究等の組織的交流が活発に行われる豊かな研究環境を醸成

し、知的財産の創出・活用が十分になされていない現状を打破していくことが必要である。

また、大学に求められる多様な社会的役割を研究者が果たしていくには、論文による評価のみならず、知的財産の創出や社会貢献活動も視野に入れた総合的な教育研究評価を推進するなどの幅広い取組みが不可欠である。

岐阜大学における知的財産マネジメントは、創出・管理・活用全般を通じ、次の視点に重点を置く。

地域発展への貢献を優先する。

知的財産を発掘し、埋没化をさせない。

迅速に対応できる仕組みを整える。

知的創造に携わる各研究者の意欲を尊重しながら、改革を推進する。

2) 知的財産の機関帰属(活きる知的財産の創出)

知的財産の帰属については、地域貢献の観点を重視しつつ、活用が可能なものは、原則として、大学の機関帰属の対象とする。また、岐阜大学においては、タイムリーな権利取得に重点を置くこととし、従来の発明委員会に代わる知的財産委員会の設置、手続きの簡素化等により、対応の迅速化を図る。

知的財産の評価にあたっては、事前に外部の専門家の意見を聴取した上で行うこととし、協力を得られる専門家の幅広い確保に努める。

機関帰属となる知的財産については、

地元企業等との共同研究など、地域発展の観点から特に有意義な知的財産はもとより、産業界で短期的に利用可能なもののみならず、中長期的観点から将来の我が国社会の発展や大学の基礎研究上極めて重要となる知的財産

を総合的に選定していくことを岐阜大学の基本とする。

上記項目 については、学長の「学問をきちんとやる雰囲気をつくりたい。大学の活動のすべては、学問から派生する。また大学の価値は、目の

前の利益だけではなく、非常に長い目で見た利益、価値を生むところにある。今は何も役立たないものでも、将来は役に立つかもしれない。それを温存する包容力も、しっかりと持っていきたい。」というコメントに対応するものである。

3) 知的財産の創出とインセンティブ

機関帰属の決定に伴い、発明者に対しては、発明の労苦に報いる相当の個人補償、 上限額の制約を設けないロイヤリティー還元等のインセンティブを付与する。また、発明者が (a) 大学発ベンチャーの起業や (b) 技術移転等を行う希望がある場合には、知的財産の帰属及び実施等に際し可能な限り配慮を行うなど発明者の意向を尊重する。

将来を担う若手研究者や大学院生をはじめ、学内の教職員・学生へ、知的財産ポリシー等の周知、理解の促進等を図るとともに、大学の潜在的なシーズの発掘に努め、知的財産化を支援する。

客員教授や外部専門家の協力を得て、定期的な講演、セミナーを実施するとともに、テキストハンドブックを作成する。

外部の専門的特許研修等への参加を援助する。

知的財産マネージャーが研究者に対し研究開発の中間段階での定期的な状況聴取を行い、知的財産化を支援する。

戦略的な知的財産マネジメントの実施と教職員等への総合的な相談・支援機能等の強化のため、

産官学融合センターに知的財産管理マネージャーを置く

学内各部局における知的財産管理の窓口担当者及び協力者を明確化する。

なお、客員教授やコーディネーターの協力も得つつ、外部 TLO との連携にも努める。また、知的財産の係争・訴訟など法務的事項や特許事項については、顧問弁護士や弁理士との連携を図る。

知的財産の活用については、意欲のある企業等の発掘に努めつつ、単なるお付き合いの域を脱し、知的財産マネジメントの立場で、契約に基づく真

のパートナーシップの醸成を目指す。その際、単に知的財産を提供するだけでなく、それを生み出した大学の研究者自身がノウハウを生かし、一定期間、ライセンス先への技術指導や実用化研究に専念できるよう、支援策の充実に努める。

また、知的財産の創出、管理、不実施部分等に係る企業等との費用負担については、大学としての必要性の観点から不断に見直しを進める。なお、ライセンスに伴い、学術目的での円滑な利用が制約されることがないように十分に留意する。

岐阜大学における知的財産管理活動の内容について、秘密保持の観点に十分留意しつつ、ホームページやメディアへの情報提供・企業訪問等で積極的に情報発信する。

岐阜大学の知的財産を活用した地元中小企業との産学連携

文部科学省が平成15年度に公募した「大学知的財産本部整備事業」については、岐阜大学の申請分は残念ながら本採用とはならず、「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」として採択された。岐阜大学の目指すプログラムの目標は、「地元中小企業との組織的交流を軸とした産学官連携の推進」である。このプログラムにおいては、

上述した知的財産の創出・管理・活用のための知的財産ポリシーの策定、岐阜大学の知的財産を用いたベンチャー起業、岐阜大学の知的財産を用いた地元中小企業の活性化、知的財産評価とその活用による地域産業活性化プログラムの構築、等のアクションプランが考えられている。

については、前章で概説したので、ここでは、残りのアクションプランについて記述する。

1) 岐阜大学の知的財産を用いたベンチャー起業

図-1で示したように、岐阜大学の保有するもしくは公開中の特許は、近年増加の一途である。本アクションプランでは、大学発の特許と、経営者およびベンチャーキャピタル（VC）とのマッ

チングにより、県内におけるベンチャー企業創出を図る。発明した教官本人が、ベンチャー企業の経営者および執行者として適任であるとは限らない。そのようなケースも見られるが、本アクションプランでは、岐阜大学発の特許を実施することによって起業を試みる経営者を捜し出し、その経営者の提案するビジネスモデルに基づいて県内ベンチャーキャピタルが資金を投資する枠組みを構築しようとするものである。既に、数件の大学発特許について、興味を持つ経営者とのマッチングを開始している。また、特許実施の際の市場調査についても、県内シンクタンクを利用した調査を始めようとしている。

幸いにも、産官学融合センターでは、来年度早々の開設を目指してインキュベーションセンターを建設中である。新しいベンチャー企業が、発明者（岐阜大学教官）のそばで数多く立ち上がることを願っている。

2) 岐阜大学の知的財産を用いた地元中小企業の活性化

大学の知的財産（ノウハウや暗黙知も含めた）を地元中小企業へ技術移転する努力が、産官学融合センターリエゾンオフィス（現状では10名の産学連携コーディネーターで組織する）が中心となって行われている。平成14年度の民間等との共同研究件数は160件を数えた。この件数は旧7帝大、東工大に続く全国立大学中9位の数となっている。ここで特出すべきは、その件数の約半分が県内企業との共同研究数であり、岐阜大学の目指す地域に貢献する産学連携活動の具現化の現れである。共同研究件数は、平成15年度においても11月末現在で昨年度総数とほぼ同等にまで達しており、今後とも地元中小企業への技術移転を積極的に推進していきたい。

知的財産ポリシー（案）のところでも述べたように、岐阜大学では、技術移転として知的財産を産業界へ移動させるだけでなく、それを発明した研究者を派遣・研究に専念させるといった、身

のある産学連携体制の実現に向けて規則策定等を急いでいる。また、地元企業からの問い合わせを待つという受動的産学連携ではなく、「大学発の発明をわかりやすく記述した資料」を用意して、機会ある毎に大学シーズの訪問販売（個々の顧客（地元中小企業の皆様）へ説明にうかがう）を実施していく体制づくりも急いでいる。

3) 知的財産評価とその活用による地域産業活性化プログラムの構築

新しく起業した際には、収益が見込めるようなビジネスプランに対して、VC等からの投資が期待できる。一方、既存中小企業にとっては、どんなに立派な知的財産を開発・保有していても、その価値が評価できない限り、知的財産に基づいて融資を獲得することは不可能に近い。岐阜大学においては、地域中小企業の活性化のために、企業が保有する知的財産（特許、ノウハウ、等々）を中立的、公平に評価する機能を立ち上げ、知的財産担保による融資獲得を可能とする仕組みづくりについて議論してきた。具体的には、産官学融合センター、岐阜県産業経済振興センター、県内金融機関等が中心となって、「知的財産評価とその活用による地域産業活性化プログラム研究会」を平成15年度より立ち上げ、既に7回の研究会を開催している。研究会においては、知的財産担保融資制度のみならず、企業再生のための知的財産に基づく投資制度を可能とするための、知的財産評価の在り方について議論を重ねてきた。

議論の結果、知的財産評価は、ただ単なる貨幣価値換算に留まるのではなく、技術や将来の市場流動をも含めた総合的な評価（信頼できる目利きによる評価）が大切であるという、従来から言われ続けている結論に収束している。研究会の成果については、平成15年末までにとりまとめ、知的財産評価を実施する組織の形態について最終決定すべく鋭意検討を継続している。

岐阜大学産官学融合センターの大きいなご利用を

学内教官には、センタースタッフを十二分に使って、知的財産の創出・管理・活用をお願いしたい。これから新たに起業しようとしている方々、および地元企業の皆様にも、センタースタッフに声をかけていただきたい。皆様のところへ、商品（岐阜大学の知的財産とその開発者一覧）を持って伺いたいと思います。我がセンターのモットーは、「地域の活性化なくして、岐阜大学の活性化はあり得ない」である。皆様からの問い合わせをお待ちします。センターを利用して、元気のある地域づくりをしましょう。

知的財産担保融資の現状と課題

- 法律面からの考察 -



鎌 田 薫

(早稲田大学法学部教授)

1. 知的財産権担保の現状

(1)近年、知的財産担保が再び注目されるようになってきている。その背景には、知的財産の経済的な価値に対する認識が深まり、その積極的な活用を図ろうとする意識が高まったこと、ベンチャー企業の育成や新規事業の支援が重要な政策課題となってきたが、これらの企業は、不動産・機械設備等の有形資産をあまり多くは有しておらず、知的財産がその資産の大部分を占めていること、銀行その他の金融機関は、不動産の担保価値に着目した融資から事業の収益性を重視したものへと融資姿勢を転換させつつあること、ベンチャー企業などでは、創業者の経営支配を維持するためその他の理由から「投資」によるよりもむしろ「融資」によって資金を調達しようとする傾向が強いこと等の事情がある。内閣総理大臣の主催する知的財産戦略会議も、2002年7月3日の「知的財産戦略大綱」において、「基本的方向」の一つとして「金融機関も、……知的財産を担保にした資金供給にも取り組むべきであり、これを推進するため、知的財産の適切な評価手法の確立を急がなければならない」と述べ、また、「具体的行動計画」の中で「市場における価値評価手法が確立されることにより知的財産の流通が促進さ

れるよう、2002年度中に、特許流通市場の更なる整備や知的財産権担保融資制度の定着、特許等の流動化について、制度又は運用の改善を含め検討を開始し、遅くとも2005年度末までに結論を得る」としている。

(2)知的財産戦略大綱の表現ぶりからも推測されるように、知的財産担保融資は最近始まったばかりのものではない。特許法や著作権法などの知的財産関連法はすべて、その制定当初から担保権設定に関する規定をもっている。さらに、第3次ベンチャーブームといわれる1990年代半ばには集中的に担保化の検討が行われ、政府系金融機関や民間金融機関による知的財産権融資もその頃から実施に移され、徐々に担保権設定件数も増加してきた(日本政策投資銀行の知的財産権担保融資は、1995年度から今日までの累積で200件、120億円の実績をあげている)が、未だに幅広く一般に流布しているとは言い難い状況にある。参考までに、特許庁が所管する産業財産権の譲渡(相続・合併以外の移転)および質権設定の登録件数の最近の推移を以下に示しておこう(「特許行政年次報告書2003年版」より作成)。

表 1

		1994年	1996年	1998年	2000年	2002年
特許権	権利の移転	1,975	2,409	4,503	7,069	8,985
	質権の設定	6	91	113	147	171
実用新案権	権利の移転	571	851	1,252	1,170	1,082
	質権の設定	45	40	51	6	6
意匠権	権利の移転	361	399	703	1,276	1,140
	質権の設定	18	1	4	4	5
商標権	権利の移転	5,959	5,042	10,472	12,699	17,362
	質権の設定	7	13	73	112	227

2. 担保権の種類と特色

(1)担保の対象となる知的財産には、特許権、著作権、実用新案権、商標権、文芸・音楽・映画・コンピュータプログラム・データベースなどの著作権、半導体集積回路の回路配置利用権、植物新品種などのほか、特許権成立前の「特許を受ける権利」、さらには営業秘密やノウハウなどの財産的情報も含まれる。それらを単独で担保化することもあれば、複数のものを組み合わせるケースもある。また、知的財産それ自体を担保化することもあれば、その知的財産から生ずるライセンス料債権を担保化したり、知的財産を利用して生産される製品を担保化することも考えられる。

近年では、担保目的物の交換価値に着目した融資よりも事業体のゴーイング・コンサーン・ヴァリューに着目した融資が重視される傾向にある。そしてまた、担保権は、債務不履行があるときには、担保目的物を売却して、その価額から債権を回収することを目的としているが、担保目的物の買い手を見つけやすく、また、より効果的に売却をするためには、知的財産権を単体で担保に取るよりも、その知的財産権を利用して製品を製造するために必要となる製造システムを一体として担保に取った方が有利であるということになる。こうした要請に応えるためには、その事業を実施するために必要となる各種の知的財産権やそれに付

随するノウハウ、各種ドキュメント類、場合によっては、製造設備や原材料、在庫商品などまでを含むひとまとまりの営業体を全体として、担保の対象にすることが望ましいということになる。

(2)知的財産自体を担保化する法的な手法として、法律は質権を予定している（特許法95条・96条、著作権法66条など）。この場合、「質権」という名が付けられてはいるけれども、動産質権の場合のように債権者が目的物の使用収益権能を担保提供者から奪ってしまうわけではなく、質権設定者が引き続き当該権利を実施したり第三者に使用許諾したりすることができるので、その内実は抵当権と同等のものになっている。民法上、抵当権の客体は不動産に限られ、不動産でも動産でもない財産権（債権や株式など）を担保化する場合には質権（権利質）を用いるものとされていることから、知的財産権上に設定される約定担保権にも「質権」の名称が付されたものと推測されるが、「質権」という言葉には暗いイメージがつきまとうために、その設定を敬遠する権利者も少なくないと聞く。

質権以外に、債務を弁済すれば債務者に知的財産権を返すという約束の下で、知的財産権を債権者に譲渡する方式（譲渡担保）を選ぶこともできる。特許権を例にとれば、質権設定の登録免許税額（債権額の1000分の4）に比べて権利の移転の登録免許税額（1件15,000円）の方が安上がり

なる場合が多いこと、「特許を受ける権利」には質権を設定できないこと（特許法33条2項）、債権者が権利名義人となっているので、債務が履行されないときには直ちに任意売却等を行うことができるという利点があること（もっとも、質権の場合も、流質特約付きの質権設定契約が用いられることが多い。商法515条参照）などの理由で、譲渡担保を設定するケースも多い。ただし、譲渡担保の場合には、債務を弁済するまでの間とはいえ、権利者の名義が変わってしまうことに強い抵抗感を抱く発明者・創作者も少なくないし、権利名義人になることに伴って知的財産権を適正に管理すべき責任を引き受けなければならないことを嫌う債権者もいるようである。

質権・譲渡担保以外に、債務を弁済しないときには知的財産権を債権者に移転させる旨を約束し、仮登録をすることによって、債権者が将来知的財産権を取得しようという期待権を保全するという仮登記担保も可能であり（仮登記担保法1条参照）、登録免許税が安いことや債権者が権利者としての義務を負わなくてよいことなどの利点があるのだが、実務界ではあまり使われていない。

なお、産業財産権の譲渡および質権設定については登録が効力要件となっているが（特許法98条1項、商標法34条3項など）、著作権については登録が対抗要件とされている（著作権法77条など）。登録機関は、特許権・実用新案権・意匠権・商標権は特許庁、プログラム著作権はソフトウェア情報センター、それ以外の著作権は文化庁、回路配置利用権は工業所有権協力センター、植物新品種は農林水産省である。

(3)知的財産が第三者にライセンス供与されている場合に、その収益力に着目して知的財産権自体を担保に取ろうとするときは上述した方法によることになるけれども、ライセンス料債権それ自体を担保に取ることも可能である。その場合には、債権質（民法362条以下）または債権譲渡担保を用いることになる。債権質または債権譲渡担保の

対抗要件は確定日附のある証書による債務者への通知もしくは債務者の承諾（民法364条1項・467条）または債権譲渡登記ファイルへの登記（債権譲渡特例法）である。

(4)上述したように、知的財産権を含む事業体の全部を一括して担保化することが望ましい場合もあるが、それを実現するための現行法上の制度としては、企業担保（会社の総財産を担保にすること）や財団抵当（事業用財産の全部または一部に抵当権を設定すること）が考えられる。しかし、企業担保は社債を担保するためにしか用いることができないものとされており、財団抵当は工場など特定のものについてしか成立が認められないし、著作権を工場財団組成物権とすることができないなど、知的財産権を中心とした事業体を担保にして資金調達しようという要請に応えるにはなじまない。したがって、ベンチャー企業等が知的財産の集合体を担保にした融資を受けようとするならば、知的財産権担保（質権・譲渡担保権・仮登記担保権等）の設定契約の中で適当な工夫をすることで、あるいは知的財産権担保とその他の担保手段とをうまく組み合わせることで、そのニーズに応えていかなければならないことになる。

3. 知的財産権担保の問題点と対策

(1)既に述べたように、知的財産権担保融資を行うための法的手法は古くから存在しており、近年にいたって知的財産権の経済的価値が注目され、かつ、その流通・流動化と新規事業育成を支援する施策がとられているにもかかわらず、知的財産権担保融資が飛躍的に普及しているとは言い難い。その理由として、金融機関が知的財産権担保融資の契約実務に習熟していないこと、知的財産の流通市場が確立していないこと、知的財産の価値評価が困難であることなどをあげることができる。以下、これらについて簡単に触れておくことにしよう。

(2)知的財産権担保融資を行う際には、通常の担保取引の実務とりわけ流動動産譲渡担保や集合債権譲渡担保に関する契約実務が参考になると思われるが、知的財産権の特質に応じて、通常の有体物を担保に取る場合と異なる配慮をしなければならない。契約実務上は、特に次のような点に注意する必要があるだろう。

a) 担保権は、債務者が任意に債務を履行しない場合に担保目的物を処分して債権を回収することを目的としているのであるから、処分可能性の高い知的財産を担保に取らなければならない。しかし、知的財産の中には、著作者人格権のように移転不能のもの（著作権法59条参照）、「特許を受ける権利」のように質権の目的とすることができないもの（特許法33条2項参照）がある。また、形式的には担保化可能な知的財産権が存在しているようにみえても、無効審判によって権利性が否定されてしまうこともあるので、異議申し立て・無効審判の請求・権利侵害訴訟の係属の有無等を十分に調査する必要がある。

b) 上述したように、単一の知的財産権だけでは収益をあげることができず、関連する知的財産権やノウハウ等とあわせて始めて事業が成り立つような場合には、それらのものを全体として担保に取るのであれば意味がない。高度なノウハウを必要とする技術のように、買受人に対する技術指導を確保することができなければ、第三者に売却することができないものもある。さらに、知的財産には、陳腐化の速度が速く、常に改良を加えていかなければならないものも多いので、そのような場合には、担保目的となった知的財産権について改良が加えられた場合には、バージョンアップ後の権利も当然に担保目的物に組み入れられるようにしなければならない。これらの点に対応

できるか否かを事前に十分に検証し、それを実現するために万全の法的対策を講じておかなければ、実効性に欠けることになる。

c) 担保権が成立した後も、特許料の支払いを怠ったり、無効審判が確定すれば、知的財産権が消滅してしまう。したがって、これらの点に関して事前の調査を尽くすだけでなく、契約成立後の特許料の支払い無効審判や知的財産権の侵害・被侵害をめぐる紛争への対応、ライセンスの授受に伴う諸問題など、知的財産の維持・管理に関しても担保権設定契約の中で明確に定めておくことが必要となる。

(3)知的財産権の流通市場が未整備であると、担保物の処分が困難であり、担保取得の阻害要因となる。この点は、知的財産戦略大綱も「知的財産の流通の促進」を具体的行動計画に掲げているところであり、特許流通促進事業などの施策もさらに強力に推進されていくことになるであろうし、地方自治体や民間企業においても知的財産の流通を促進するためのさまざまな努力を重ねているところであるから、徐々に状況が改善していくものと期待している。

市場が必ずしも十分に確立していない現状においては、実務上、ライセンス収入をもたらすものとしての処分やライセンシーによる買取を期待してライセンス供与されている知的財産を担保に取るようにしたり、担保設定前に買い手の心当たりをつけておくといった対応がなされているようである。

(4)知的財産権の市場が確立していないことは、同時に、知的財産権の価値評価を困難なものにして、知的財産の流通と担保化を阻害することになる。そのために、知的財産戦略大綱も、流通促進のための具体的施策としては「知的財産の価値評価の確立」を真っ先に掲げている。これに基づいて経済産業省においても詳細な検討を行っているところであり、早急に価値評価手法も確立するも

のと思われる。

一般的な知的財産権の評価手法として、大まかに、当該知的財産権を取得するために要したコストを積み上げて、これを基礎として現在価格を評価する手法、類似の知的財産権の市場における取引実例を基礎として価値評価を行う手法、当該財産権が将来生み出すであろう利益を現在化することによって価値評価を行う手法の3種類がありうる。しかし、知的財産権の開発コストとその取引価値が相関するものではないことは容易に推測できるであろう。また、知的財産権については取引市場が未整備であることは繰り返し述べてきたところである。したがって、の収益還元法が価値評価の中心とならざるを得ず、現在の実務においても、収益還元法の一つであるDCF（ディスカウント・キャッシュフロー）法を用いる例が多い。具体的には、当該知的財産権を用いて製造した商品の売上額やライセンス料収入を推測し、そこから、製造コスト・販売コスト・運転資金にかかる金利・改良のための開発費などを差し引いて将来のキャッシュフローを求め、それに一定の割引率をかけることで現在価値に引き直し、引き継ぎに要するコストを差し引くことで担保価値を計算するということになる。こうした評価をするためには、知的財産権の内容を精査するだけでなく、それを用いて製造した製品の市場における価値や業界全体の今後の動向等についてもできるだけ確実な将来予測をたてなければならない。こうした作業を十分にこなしうる人材がどこの金融機関にも豊富に存在しているとは言い難い状況にあるので、それぞれの業界・技術分野に精通した専門家の協力を得られるような体制を整備することが重要であるように思われる。

(5)知的財産権担保融資に対する期待はますます高まりつつあるが、その一方で、知的財産権担保には上述したような難点が存する上に、知的財産権担保に頼らざるをえない企業の資金需要は小さなものであるから、融資コスト等も勘案すると、

むしろ投資の方法や無担保融資に頼ることが妥当であるとする見解もある。しかしながら、わが国では間接金融による資金調達の高比率が高く、ベンチャー企業等を中心に知的財産権担保融資への期待も非常に高いものがある。担保制度の機能についても、担保目的物からの債権回収に尽きるものではなく、任意の履行を間接的に強制することや、債務者ないし担保権設定者を自己の支配下におくことなどの付随的な機能を有するものである。また、「担保目的物の価値に着目した融資から事業の収益性に着目した融資」への転換が求められているのであって、知的財産権担保融資は、こうした時代の要請に応えるものとして、さらに発展していくべきものと思われ、その将来に大きな期待を抱いている。

国と企業の知的財産戦略



鈴木 将 文

(名古屋大学大学院法学研究科教授)

1. はじめに

我が国では、知的財産の重要性がかってないほどに叫ばれている。国レベルでは、昨年(2002年)来大綱・計画が出されるとともに、多くの法律の制定・改正が行われている。その動きは大がかりかつ急である。また、国さらには地方自治体や大学などが、それぞれの知的財産戦略を立てつつある中で、各企業も知的財産戦略を持つべきであると言われている。しかし、企業でビジネスに追われている方々にとっては、知的財産政策に何が起りつつあるかという全体像も、また個別企業は具体的に何から手をつけるべきなのかというマイクロレベルの対応も、いずれもイメージがはっきりしないということが多いのではなからうか。そこで、本稿では、国レベルの知的財産戦略構築の動きをごく簡単に紹介するとともに、そのような動きの中で個別企業は何が求められているかに関して、若干の解説を試みることにしたい。

2. 知的財産制度とは

本誌の読者の多くには釈迦に説法であろうが、知的財産とは何かについて確認しておこう。知的財産には大きく分けて2種類があり、一つは人間の創造的活動の成果である発明、意匠、著作物、ノウハウ(営業秘密)など、もう一つは事業活動

に用いる標識である商標、商号などである。知的財産は、本来、有体物である不動産や動産と異なり、特定人が排他的に支配することが困難であるという性質を持っているが、産業の発達あるいは文化の発展等の政策目的のために、特別に特定人が排他的に支配管理することが法的に認められるものである。

このように、知的財産制度は政策的性格が強い制度である。ただし、注意を要するのは、最近知的財産を重視する政策が打ち立てられつつあるということは、無から有を生み出そうとしている、換言すれば価値のないものを知的財産として保護しようとしているということではない点である。知的財産制度では、価値なきものの保護は弊害をもたらすのであり、真に価値あるものを保護することが重要である。例えば、特許制度において特許の保護を強化するとは、権利付与の段階については、真に特許要件を満たす発明に特許を付与すべく、審査を厳格にすることを意味している(現に今の特許庁はその方向にある。)

3. 今、なぜ知的財産か

次に、最近なぜ知的財産を重視する動きが我が国で強まっているかに関して、その背景を整理しておこう。

第一に、経済・社会の情報化。例えば消費者の

観点から見れば、工業製品は満ち足りており、新たな消費は、より付加価値の高い製品（ここで付加価値とは、ブランド＝商標、デザイン＝意匠、機能＝発明など、まさに知的財産である。）や、映像・音楽等（これらも著作物を中心とする知的財産である。）にシフトしている。

第二に、経済・社会活動の国際化、一言で言えばグローバル化。これにはいろいろな側面がある。経済面について言えば、国際的な競争が激化する中で、我が国の競争力の源泉が高度な技術やコンテンツなどに移りつつあり、それらを保護する必要性が高まっていること、中国等への生産活動の移転や投資が活発化する中で、進出企業自身の技術・ノウハウ等を保護する必要があることなどである。特にアジア諸国等の不正商品問題は我が国にも深刻な影響を与えており、単に国内で知的財産を保護するにとどまらず、外国で適切な保護を受けることも非常に重要になっている。

第三に、我が国における雇用の流動化や企業組織の変更（合併、分社化等）が活発化していることもあろう。これにより、企業自身が保有する技術等を権利化して文字通り「財産」として囲い込んでおくことの必要性が高まっていると考えられる。

その他、国際的な知的財産保護の流れ（例えば1995年に発足したWTOのもとでは、新たに知的財産に関する協定が設けられ、途上国を含む加盟国すべてに一定水準以上の保護が義務付けられている。）などが挙げられよう。

4．国の知的財産戦略を巡る動き

我が国において、政策として知的財産権を重視する立場は、1990年代後半には打ち示されていた（1997年の特許庁の「21世紀の知的財産権を考える懇談会報告書」）。しかし、いわば政府が一丸となって知的財産政策を協力を推し進める姿勢を打

ち出したのは、2002年2月に内閣に知的財産戦略会議が設置されたことを嚆矢とする。同会議の設置以降の、国レベルの主要な動きを挙げれば以下のとおりである。

- ・2002年7月 知的財産戦略会議「知的財産戦略大綱」を決定。
- ・同年11月 「知的財産基本法」公布。
- ・2003年3月 内閣に知的財産戦略本部設置。
- ・同年7月 知的財産戦略本部「知的財産推進計画」を決定。

また、この間、第156回通常国会において、特許法等改正（料金体制見直し、審判制度改革等）、不正競争防止法改正（営業秘密の保護強化等）、関税定率法改正（知的財産権侵害品に対する水際措置の強化）、著作権法改正（映像コンテンツの保護強化等）、種痘法改正（育成者権の侵害に対する罰則強化）、民事訴訟法改正（特許侵害訴訟等の東京・大阪地裁への専属管轄化等）などが行われている。

国の知的財産戦略の基本をなすコンセプトは、知的財産の「創造」、「保護」、「活用」というサイクル（知的創造サイクルと呼ばれる。）を築き上げることにより、知的財産を活用して活力ある経済社会を構築しよう（「知的財産立国」という考え方である。その具体的内容をここで逐一紹介することはできないので、読者には例えば上記の「知的財産推進計画」（<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/030708f.html>> から全文の入手が可能。）のうち関心をお持ちの部分をご覧ください。

5．企業の知的財産戦略

国がこのように「知的財産立国」を目指す方針のもとで各種施策を進める中で、個別企業はどのような対応が求められているのであろうか。知的財産を企業の戦略に位置づけることが必要であると抽象的に言ってみても、特に従来あまり知的財

産の活用を意識してこなかった企業にとっては、どのような取り組みが有益であるかが明らかではないとも思われる。経済産業省では、そのような問題意識から、産業構造審議会知的財産政策部会の経営・市場環境小委員会での検討を踏まえて、企業の知的財産戦略に関する指針を策定した（2003年1月および3月に公表）。具体的には、「知的財産の取得・管理指針」、「営業秘密管理指針」および「技術流出防止指針」の3つの指針である。私も同小委員会での検討に参加したので、以下、この指針を紹介する形で企業の知的財産戦略について述べることにしたい（これらの指針の本文は経済産業省のサイト <<http://www.meti.go.jp/policy/competition/index.html>> から入手可能である）。

(1) 知的財産の取得・管理指針

企業は知的財産の取得・管理をどう進めるべきか。本指針は、この面の知的財産戦略について、企業の成功事例の実態分析を踏まえつつ、具体的提案を示すものである。成功事例を見ると、例えば、昨今企業の競争力は「事業の選択と集中」にかかっているとされるが、いわゆる優良企業では、知的財産取得の段階（さらにその前段階たる研究開発の段階）から「選択と集中」が意識的に行われていることが顕著である（表参照）。この例からも明らかのように、企業の知的財産に関する戦略は、事業戦略および研究開発戦略と一体のものとして構築されるべきものである。本指針はその際のポイントとして以下を提示する。

基本理念・戦略の策定

経営トップが知的財産を重視した経営方針を明確化し、経営方針に基づいた知的財産戦略を策定することが重要である。

知的財産権をベースとした事業戦略および研究開発戦略の策定

知的財産情報は、技術力の分析や研究開発テーマの策定、他社との事業提携や M&A 等の企業の研究開発戦略や事業戦略の策定に当

たつての有益かつ重要なツールとなり得る。そこで、事業部門、研究開発部門、知的財産部門等が知的財産に係る認識を共有し、共同で知的財産の創造・保護・活用といった一連の流れに取り組んでいくことが、知的財産を核とした企業経営の実践において重要となる。
社内取得・管理体制の構築

知的財産活動の意思決定には経営者層が関与するとともに、関係組織を整備することが重要である。

効果的な取得・管理の実施

知的財産を企業の競争力の源泉として活用していくためには、取得・管理・活用といった各段階に応じた戦略を有することが重要である。あわせて、これらを支える知的財産人材の育成・確保が重要である。

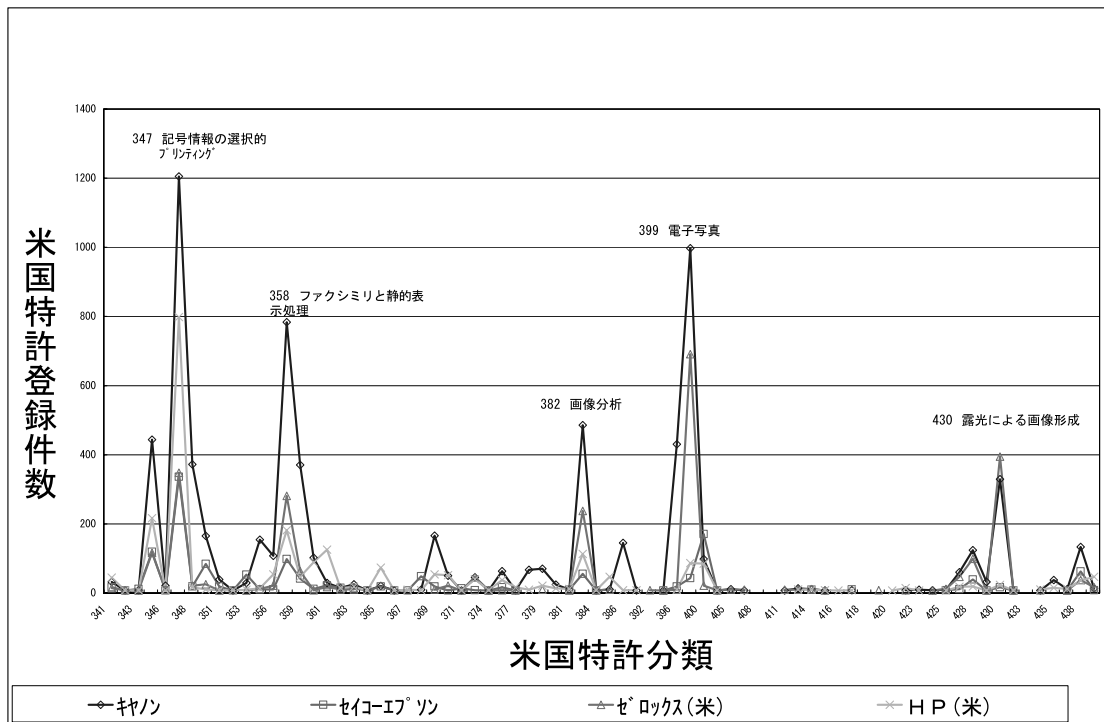
その他

知的財産戦略の取組状況のフォローアップおよびレビューの徹底、組織の最高責任者による見直しが重要である。

(2) 営業秘密管理指針

営業秘密とは、企業の技術情報や経営情報で秘密として管理されているものである。元来特許等の権利化に適さないものもあるし、権利化できるものでも意図して秘密として保持されているものもある。昨今の雇用の流動化、デジタル化ネットワーク化の進展などにより、営業秘密を巡る問題はますます増加すると予想され、企業として営業秘密の管理の強化の重要性が高まっている。ある調査（平成13年11月実施の日本知的財産協会および経営法友会所属企業約500社へのアンケート調査）によれば、企業の約20%が営業秘密の漏えいを原因とするトラブルを経験しているとされるが、問題はより深刻化する可能性が高い。本指針は、営業秘密が法律上の保護を受けるために必要な「ミニマムの管理基準」と紛争の未然防止等のための「望ましい管理水準」を示すものである。

表 米国特許分類別特許登録件数 97～01年合計



(出典) ASPEN LAW & BUSINESS、Patent Intelligence and technology Reportより
 (産業構造審議会経営・市場環境小委員会(平成14年12月)資料から)

ミニマムの管理水準

営業秘密の侵害に対する差止め等を認める不正競争防止法(平成15年の同法改正により刑事罰も設けられた。)によれば、営業秘密として保護されるためには、秘密として管理されていること、事業活動に有用な情報であること、および公然と知られていないことの3要件を満たす情報であることが必要である。本指針は実際にどのような場合にこれらの要件に該当すると認められるかにつき、裁判例に基づいて具体的基準を示している。

望ましい管理水準

営業秘密の望ましい管理水準に関し、物的・技術的管理(例えば、秘密情報を他の情報から区別し、アクセス制限を課すこと等)、人的・法的管理(例えば、契約による管理)、組織的管理(管理策の策定(plan)および実施(do)、管理情報の監査(check)、管理策の見直し(act)という一連の流れ)の各観点から指針を示している。

(3)技術流出防止指針

アジア諸国等への製造業の海外展開に伴い、一部の国でノウハウ等の「意図せざる技術流出」が問題となっている。例えば、技術援助やライセンスに伴い意図した範囲を超えて技術が相手に流れてしまうと、合併会社が夜間や休日に契約外の製品等を製造・横流しする等の問題である。本指針は、かかる問題について、欧米企業の先進的取り組みも参考にしつつ、我が国企業として相手国の知的財産保護レベルを十分勘案した技術移転戦略および技術流出防止対策を講じるためのポイントを、以下の7項目に整理して提示している。

- 技術流出防止基本方針の策定
- 技術流出防止管理マニュアルの策定
- 社内技術流出防止のための組織体制の整備
- 事業活動を行う上での具体的対策の強化
- 関連情報の収集・提供および社内教育の実施
- フォローアップの徹底
- 組織の最高責任者による見直し

(4)補足

上記小委員会では、企業による特許・技術情報の開示についても議論が行われた。このテーマについては、同じ部会に新たに経営・情報開示小委員会が設けられ、知的財産の情報開示の指針について検討が行われており、同指針が平成15年度中に策定される見通しである。

6 . おわりに

知的財産とは、上記2でも述べたように無から有を生むものではなく、いわば有（長所、優れたもの）をより強い存在にするものである。その意味で、知的財産重視の時代は、優勝劣敗が一層徹底する、競争激化の時代である。企業は、自らの強みを活かして他の企業との差別化を図らなければ、競争に打ち勝つことはますます困難になろう。そのような中、企業が自らの強みを自覚し、伸ばすために、知的財産というフィルターを通じてその経営・事業活動を見直してみることが有益と思われる。岐阜県の企業が、上に紹介した指針なども参考にされて、知的財産を活用した経営を展開され、競争に打ち勝っていかれることを強く期待する。

特許情報の利用



恩田 博宣

(オンダ国際特許事務所会長・弁理士)

1. はじめに

特許請求範囲の法的性格について、正確な理解から得られる特許公報の利用に関して述べます。研究者、技術者の多くの方々が特許公報を見ると、それを踏み込んではいならない禁止区域情報として理解されるのが普通です。これを実施可能な情報として使用しようというのが結論です。勿論、現在生きている他人の特許権の利用を含みます。

事業的に自社で実施可能な情報として、特許公報ほど利用しやすい情報はないのです。専門誌、学術文献、論文等に比較して、特許情報は踏み込んではいけな境界が非常に明確ですので、境界の外であればぎりぎりまで接近して利用できます。

知的財産部に所属される方々にとって、「特許情報とりわけ特許登録公報は利用可能情報である」ことは、百も承知なのですが、技術開発、研究部門の方々が熟知しておられるかどうかは、大変疑問です。最近の筆者の経験ではほとんどの技術者研究者はご存知ないという印象をもっています。改めて教育の必要性を痛感したのでした。各企業においても是非検証をお願いしたいところです。

2. 一般的な利用

山形県のアイジー工業の社長は、「権利切れの

特許権は宝の山」といっています。丹念に存続期間を満了した特許権を検索し、利用可能な発明を探し出すのです。存続期間は出願から20年ですから、発明は存続期間を満了する頃にはかなり陳腐化しています。

しかし、もっともっと長期間世の中で有用であり続ける発明はいくらでもあるのです。実際には存続期間である出願から20年間を、まるまる生き続ける特許権は非常に少ないのです。権利者においては、すでに有用でなくなった権利はどんどん放棄されるからです。特許料未納により消滅する権利は非常に多いのです。そこで、開発業務の中で他社の特許権を利用したいとの欲求が出てきたときは、特許原簿を見て権利が存続しているかどうかを確認してみることが重要なのです。意外にも消滅しているのを発見することがあるでしょう。

権利化される時、すなわち、設定の登録時には最低3年の特許料を納付しますので、設定の登録以降3年以上経っていないと消滅している可能性は少ないのですが、特許異議申立で取消決定が出て消滅しているケースも結構あるのです。

以上は特許された特許公報の一般的な利用方法でしたが、公開公報の場合は少し違ってきます。出願した発明は3年以内に審査請求しないと未請求取下となります。その発明は権利化されることがなく、取下効が働きますので、誰が実施してもよいこととなります。従って、出願から3年経過し

ている公開公報については、特許庁電子図書館にアクセスして未請求取下となっているかどうかを確認してみるのがいいのです。半分近い出願が取下となっているのですから、確率的には非常に高い割合で自由に使える技術が見つかることになるのです。ただし、その出願が未請求取下になっても、全く異なる他の特許権や意匠権に抵触しているということもありますので、注意が必要です。

3. 技術の重要度は会社によって異なる

重要な技術はそんなに簡単に審査未請求で取り下げようなどとはないだろうと考えられる向きも多いでしょう。

しかし、筆者は次のようなことを経験しています。すなわち、あるとき会社と会社が特許に関して和解契約を結んだのです。そのときクロスライセンスのために、相手方の持つ欲しい権利を2件ずつ交換しましょうというケースがあったのです。そして、ライバル会社から欲しいといわれた特許権が、自社にとってはもう放棄しようかと思っていたどうでもいい権利だということが起こったのです。こんなことはいくらでもあるのです。

又、自社にとってはきわめて深刻な影響を及ぼしそうな公開公報が見つかって、「えらいことになった」というので、モニタリングを続けていたところ、審査請求がなかなかされない、おかしいなと思っているうちに、未請求取下になってしまった、というケースもあったのです。

すなわち、技術の重要性というのは、非常に相対的なものであるといえるのです。自社にとって重要な技術であっても、ライバル会社にとってはどうでもいい技術であったり、逆に自社にとってどうでもいい技術がライバル他社にとって重要な技術であったりするのです。

こんなケースもありました。ある農機具の会社が自社のコア技術を守るために多くの周辺特許を

取得したのです。しかし、この特許の登録件数が多くなるに従って、支払わなければならない登録料も高騰していきました。そこで、3年間は権利を確保することとして、3年経過しても実施しない権利は放棄することとしました。放棄していきますと、当時乱立していた他の農機具メーカーは放棄したものをどんどん実施し始めたのです。

社長は十重二十重に取り囲んでいた周辺特許が自社利益を押し上げていることを、思い知らされ軽しく権利放棄をしないように方針を改めました。

さらに、次のような例もありました。数年前の話ですが、工作機械メーカーの専務が商社の方を引き連れて深刻な面持ちで当所を訪問したのです。苦勞して開発し、商社を通じて買い手が何件もついた工作機械について、そっくりな特許公開公報が見つかったというのです。著名な企業の出願でした。しかし、それは公開公報で、すでに7年以上経過していたのです。技術的範囲に属することはすぐ分かりました。

そこでデータベースで経過を調べてみますと、何と審査未請求で取下になっていたのです。件の工作機械メーカーの専務も商社の人も飛び上がらんばかりに喜ばれました。あるメーカーにとっては喉から手が出るほど欲しい重要な権利も、他の企業にとっては、捨てるに値しないものであるというケースだったのです。

このように、どの会社にも有用な権利が特許されて、どの会社にもどうでもいい権利のみが未請求取下になるのではないのです。ある会社にとっては有用な権利も他の会社にとってはさして有効でなく、放棄されるようなこともかなりの確率であるといつてよいでしょう。

従って、他社の発明が特許として権利化されているならば、特許料未納で消滅していないか、異議申し立てされた結果取消決定になっていないかを調査する必要があります。

特許される前の出願中の権利ならば、自社実施

技術に抵触しないかどうか、よく精査して見る必要があります。そして、技術的範囲に属するものである可能性が高まったときには、対策を立てなければなりません。

その対策には自社実施技術を技術的範囲外に退避させること、公知技術を探し出して情報提供を行い、その出願の成立を阻止するようにすること、権利化後は異議申立（平成16年1月1日から異議申立制度はなくなります）無効審判の請求があります。

自社技術が公開公報の特許請求範囲から把握できる技術的範囲に属しないという結論が出た場合、新規事項追加禁止となっている現在の法制においては、後から補正によって技術的範囲が拡大され侵害になってしまうということは非常に少ないと思います。ということは、公開公報の技術的範囲に属さなければ、まず、実施してもそれが後から侵害になってしまうということは非常に少ないといえるでしょう。

4. 生きている特許の利用

ここからが筆者の一番申し上げたいことです。特許された発明の請求項1の記載がA + B + C + Dであったとします。このいずれかの事項A、B、C又はDのうちいずれか1つ以上を削除した技術は、権利者以外の人自由実施できる技術です。

すなわち、A + B + C、A + B + D、A + C + D、B + C + D、A + B、A + C、A + D、B + C、B + D、C + D、A、B、C、Dの技術はA + B + C + Dという特許権が存在しても他人が実施してもよいのです。特許請求の範囲の法的性格からそのようなことがいえるのです。

このように特許公報を見たとき、特許情報の場合はどこまで接近できるか、どんな技術なら実施できるかが、法的に明確になっているのです。

従って、特許発明の技術というのは、最も利用

しやすいものということができます。分かりやすい事例を見てみましょう。請求項1が「脚Bによって支えられたシートAの後部に背もたれCを設け、同背もたれの上端にヘッドレストDを設けたいす」という特許権があったとします。これらA、B、C及びDという事項（構成）は特許法36条5項の規定によって、どれもこれも大変重要な事項（構成）なのです。従って、どれか1つ以上これらの事項を削除した技術はもう特許権とは無縁のもの、すなわち、他人が自由に実施できる技術であるのです。そうしますと、

脚BとシートAと背もたれCからなるいすA + B + C（図2）、

脚BとシートAからなるいすA + B（図4）

そして、シートAと背もたれCよりなる座椅子A + C（図5）

シートAと背もたれCとヘッドレストDよりなる座椅子A + C + D（図3）

脚Bを机に使うB（図8）

シートAそのものを座布団として使うA（図6）、

背もたれCをベッドのヘッドボードとして使うC（図9）

ヘッドレストDをそのまま枕として使用するD（図7）

を実施するのは侵害ではなく合法的なのです。

禁止されているのはA + B + C + Dのみであって、A + B + C、A + B、A + C、A + C + D、A、B、C及びDの実施は、全く合法的なのです。勿論、これらの技術に+をした技術、例えば、「脚BとシートAと背もたれCと、背もたれCを傾動調節可能にしたリクライニング装置EよりなるいすA + B + C + E（図10）」という技術も侵害となることはありません。ただし、「脚Bによって支えられたシートAの後部に背もたれCを設け、同背もたれの上端にヘッドレストDを設けるとともに、背もたれをリクライニング機構により傾動調節にしたいす」のようにA + B + C +

D + E (図11)となると、これは特許権そのものをそっくり利用し、それにリクライニング機構Eを加えたものですから、侵害となります。

一つの特許発明の請求範囲を見ることによって、こんなにも多くの非侵害の技術がたちどころに分かってしまうのです。まさに禁止情報ではなく利用情報(ただ利用できる情報)であるということができると思うのです。

5 . 過去の技術を技術開発に

技術開発で何が悲しいかという、時間と労力を使って開発され、画期的だと評価された技術が、もう他人の手で特許済みだったというケースです。一体多大な時間と労力は何のために使われたのでしょうか。全く無駄であったことになるのです。

そこで技術開発に先立って関連技術の調査収集が絶対に欠かせないこととなります。調査は通常行われているのですが、問題はよく発生します。調査では完全にピックアップされているのに、それを関連技術だとは気付かなかったり、知財部で調査されるために、開発に携わる関連技術スタッフがその技術について、知らされていなかったりすることがあるのです。

知らされていても技術スタッフが特許請求の範囲の法的性格について、十分な教育を受けていないために利用できなかつたり、見過ごされてしまつたりするのです。大切なことは技術開発の第一段階で世界中の関連資料をくまなく集めることです。特許情報が利用情報として最も精度が高いために、これを中心に集めるべきですが、特許情報は通常1年半以上前に出願されたものになりますので、いささか古くなっている感を否めません。そこで論文情報、文献情報、カタログ情報、インターネット情報等できる限り幅広く集めるべきですが、使いやすくするために層別(分類の付与、独自分類、国際分類、Fターム、)したり、データ

ベース化(イントラネットで誰もが自在に使用できるのが望ましい)したりする必要があります。特許情報以外は参考にはできても、どこまで使えるのかは不明です。新しければ新しいほど関連する特許情報は公開されていませんので、自社開発技術に取り入れられるのかどうかはわかりません。関連する他の特許情報から推測するしかないと思われる。論文で真っ先に表れた技術情報が後日特許として表れれば、その時点で境界は鮮明になり、使用できる範囲が明らかになります。いつまでたっても表れないときは特許出願がされていないことも多いでしょう。出願されていてもアメリカのように何年も潜りっぱなしということもあって、非常に問題な場合もあるのです。このように技術開発に先立って関連技術の調査が漏れなく行われていれば、他社ですでに開発済みの技術を多大な時間と労力をかけて再開発をするといった愚は避けることができるのです。

さらに、すでに述べてきましたように、有効な技術を前述の手法でもって生きている他人の特許でさえ自社開発技術に取り入れることができるのです。既存技術の再開発を避けることができるだけでなく、他人の苦勞した技術を労せずしてただ取り入れ得るチャンスも非常に多いのです。既存技術の再開発という愚を犯すことで、世界では毎年何兆円という規模の損害が生じているのです。どうか、技術開発前の関連技術調査の重要性を認識していただきたいと思います。

なお、宣伝になり恐縮ですが、当所では技術開発に先立つ調査も行っております。その結果を層別したり、検索可能にデータベース化したりしてお届けします。その後も関連技術の調査を繰り返し、データベースをメンテナンスしていけば、改良技術出願のときや、改良技術開発の必要が生じたときには、便利に再使用できます。

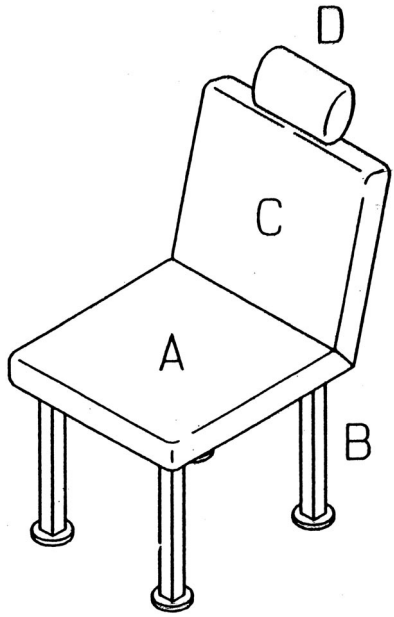


図1

非

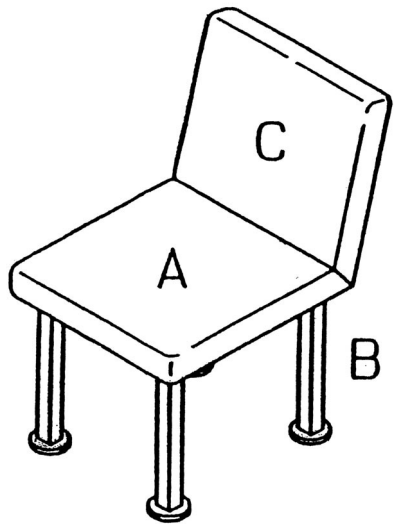


図2 . A+B+C

非

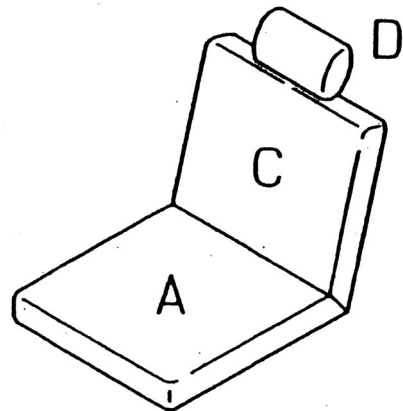


図3 . A+C+D

非

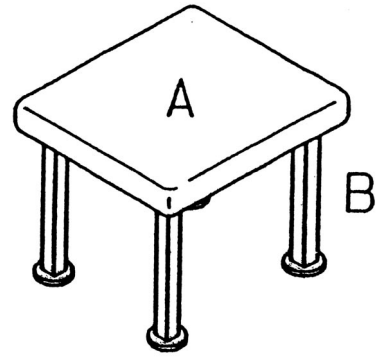


図4 . A+B

非

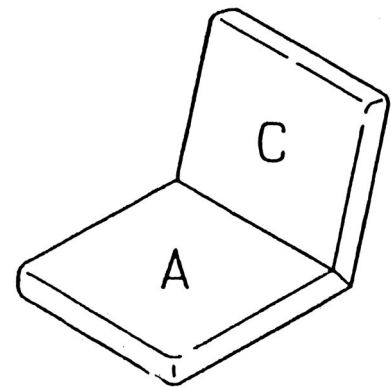


図5 . A+C

非

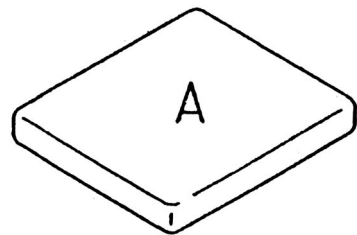


図6 . A

非



図7 . D

非

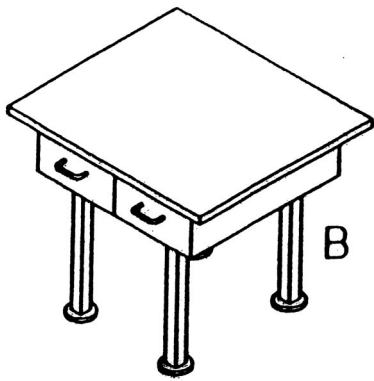


図8 . B

非

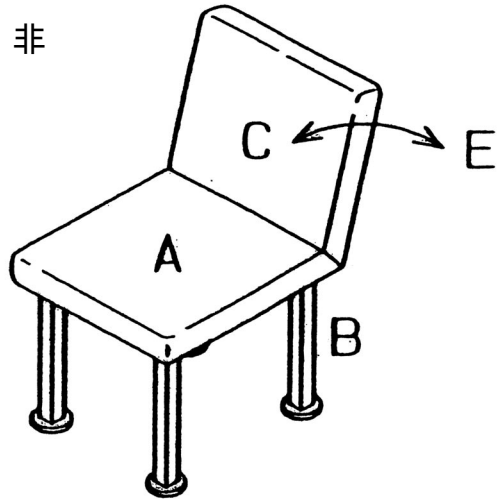


図10 . A+B+C+E

非

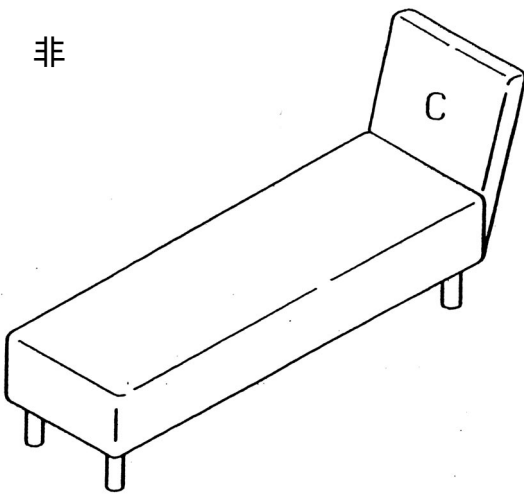


図9 . C

侵害

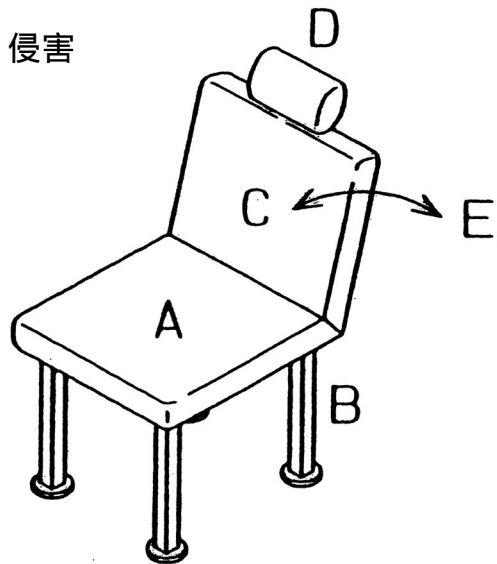


図11 . A+B+C+D+E

中小企業の知的財産戦略



上野 裕子

(株UFJ総合研究所 主任研究員)

1. はじめに

知的財産立国を目指し、2002年3月、政府に「知的財産戦略本部」が設置されて以来、各種政策・体制が急ピッチでつくられており、「知的財産」が最近、高い関心を集めている。

しかしながら、多くの中小企業にとっては、「知的財産」は、耳慣れない言葉で、縁遠い話に思えるかもしれない。本稿では、これまであまり知的財産を意識したことのない企業にもとつきやすいよう、できるだけ分かりやすく“知的財産の活かし方”を述べたい。

2. 企業が知的財産を活かす方法

企業が知的財産を活かす方法には、大きく2つある。一つは「(1)自分が持っている知的財産を活かす方法」、もう一つは「(2)他の人が持っている知的財産を活かす方法」である。〈図表1〉

図表1 企業による知的財産の活用方法

1. 自分の持つ知財を活かす
 - ① 知財を生み出す(創造)―技術開発
 - ② 知財を守る(保護)―特許取得、ノウハウ管理
 - ③ 知財を活かす(活用)―実施、ライセンス
2. 他人の持つ知財を活かす
 - ① 他の企業、②公的研究機関、③大学

<開放特許を探す方法>

 - ・特許流通データベース、研究者データベース
 - ・企業相談対応窓口

(資料)上野裕子(株UFJ総合研究所)作成

(1)自分が持っている知的財産を活かす方法

知的財産を生み出す(創造)

「(1)自分が持っている知的財産を活かす方法」には、まず、最初のステップとして〔知的財産を生み出す(創造)〕ステップがある。これは、技術開発をして独自の知的財産を生み出すことを指す。

知的財産を守る(保護)

第二のステップは、生み出した〔知的財産を守る(保護)〕ことである。この方法には、特許を取得することの他、特許は取得せず、ノウハウとして社内で管理する方法がある。何でも特許出願すれば安心と思ってしまうかもしれないが、特許出願したものは公になる。むしろ秘密として管理する方が良い知的財産もあるので、この判断は重要である。

特許権を取得するには、a. 特許庁に出願し、b. 出願から3年以内に審査請求を行い特許性の有無について審査官の審査を受け、c. 審査結果が特許性有りであれば特許権の設定の登録を行う、という手続が必要であり、それぞれの手続において、「出願料」(a)、「審査請求料」(b)、「特許料」(c)を特許庁に納める必要がある。しかし、中小企業の場合は、各種の減免措置や優遇措置がある。具体的には、「審査請求料及び特許料の減免制度」¹、「早期審査・早期審理」²、「巡回審査」³などである。〈図表2〉

図表2 中小企業向け特許取得に関する優遇制度

<p>審査請求料及び特許料の減免制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資力に乏しい法人」(資本金3億円以下、設立10年以内⁴などの要件を満たす必要あり) 審査請求料：半額軽減 特許料：3年間猶予 ・「研究開発型中小企業」(試験研究費等比率が収入金額の3%超などの要件を満たす必要あり) 審査請求料：半額軽減 特許料：半額軽減 ・「公設試験研究機関」 審査請求料：半額軽減 特許料：半額軽減 <p style="text-align: right;">等</p> <p>早期審査・早期審理</p> <p>出願人の創作的技術開発、研究開発成果の早期活用、グローバルな経済活動等に対する支援を目的としておこなわれている。</p> <p>中小企業や個人、大学、公設試験研究機関、TLOの場合や、外国関連出願の場合、事情説明書を提出することによって、早期審査・早期審理の対象となることができる。</p> <p>巡回審査</p> <p>審査請求をおこなっている中小・ベンチャー企業を対象に、全国各地の面接会場に審査官が出張して面接審査を行うもの。面接審査管理専門官に希望すれば、受けられる。</p>

(資料) 特許庁ウェブページ

参考)

1. 「審査請求料及び特許料の減免制度」の詳細説明は、http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmen_kakudai.htmを参照。
2. 「早期審査・早期審理(特許出願)」の詳細説明は、http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/v3souki.htmを参照。
3. 「巡回審査」の詳細説明は、http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/junkai.htmを参照。
4. 2004年4月1日以降。要件が5年以内から緩和された。

その他、〔知的財産を守る(保護)〕方法として、自社の知的財産を他の人から侵害された場合は、闘うことも必要である。また、自社の知的財産が意図せず他社に流出して活用されることを防ぐことも重要である。

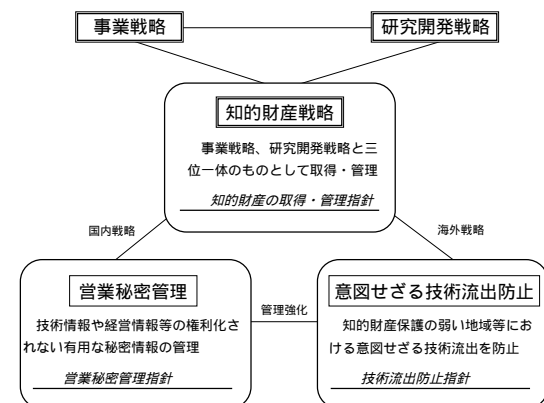
後者については、通常取引や事業活動の中でも起こりうることであり、最近よく注意が呼びかけられている。例えば、「製造ノウハウを提供した外注先が、同じ製品を他社に販売していた」、「技術をもった従業員が同業他社に転職してしま

って技術が流出した」、「自社で使用する製造装置のパラメーター情報を装置メーカーに渡していたところ、同メーカーが類似の装置を他社に販売する際にパラメーター情報が流出した」、「取引先から工場見学を求められ、認めたとこ、製造ノウハウのメモをとられ、注文が来なくなった」といった問題が多々おこっている。

これら意図せざる知的財産の流出を防止するためには、「分解・複製できないよう、心臓部についてはブラックボックス化する」、「退職後数年間は同業の起業や同業他社への転職を禁ずる秘密保持契約を従業員と締結する」、「特に重要な製造装置は内製化するか、信頼できる会社に製造させるか、パーツに分けて分散発注する」、「製造工場の見学は一切認めない」といった対策をとることが重要である。

企業がとるべきこれらの対策については、経済産業省が2003年2～3月に「知的財産の取得・管理指針」、「営業秘密管理指針」、「技術流出防止指針」の3つの指針に取りまとめている。<図表3>企業ヒアリングにより収集された豊富な実例も紹介されており、経済産業省のホームページから無料でダウンロードできる。⁵また、これらの指針をふまえ、特に他社との取引・連携や大学との共同研究における知的財産への対処方法について、中小企業向けに易しく取りまとめたマニュアルも、現在、経済産業省で作成中である。

図表3 知的財産を核とした企業戦略のための「参考となるべき指針」



(資料) 経済産業省資料

参考)

5. 経済産業省ウェブページ

<http://www.meti.go.jp/policy/competition/index.html>の中の「知的財産政策への招待」において、「知的財産を核とした企業戦略のための『参考となるべき指針』」として3指針および関連参考資料が掲載されている。

知的財産を活用する(活用)

第三のステップは、〔知的財産を活用する(活用)〕ことである。

活用する方法には2通りあり、自社で活用する方法と、もう一つ、他社に実施許諾(ライセンス)してロイヤリティーを得るといった形で活用する方法がある。特許は取得するのにコストがかかるが、実施しなければ何の収益も生み出さない。従って、自社で実施しておらず、かつ自社技術の防衛面での意味合いも薄いなど、他社に開放しても影響が無いものについては、他社にライセンスすることでロイヤルティ収入を得て、収入源にすることができる。

(2)他の人が持っている知的財産を活かす方法

一方、「(2)他の人が持っている知的財産を活かす方法」を採ることで、知的財産を活かした経営をおこなうこともできる。例えば、研究開発費をそれほどかけられず、自社で独自に技術開発して特許を取得するなどとてもできないケースでも、他の人が持つ知的財産を活用することで、新たな事業分野に進出することが可能になる。

「他の人」として、最も一般的なのは他の企業であるが、その他、国や地方自治体の公的研究機関や大学も考えられる。

ここで、企業や公的研究機関、大学が保有する特許のうち、他者にライセンスする意思のある特許(これを「開放特許」と呼ぶ)をどう探すかであるが、一つの方法として、国がこれら開放特許を収集してデータベース化し、インターネット上で提供している「特許流通データベース」⁶⁾がある。本データベースは、いつでも誰でも無料で利用でき、ライセンスする場合の条件等も掲載されているため効率的に相手を探すことができる。

その他の方法としては、企業や公的研究機関、大学が、それぞれのウェブページ上などで開放特許データベースや研究者(およびその研究テーマ)のデータベースを掲載しているケースがあるので、それを利用することが考えられる。

また、最近では、公的研究機関や大学は、企業向けの相談窓口を設けていることが多い。ライセンスを受けたい特許が特定できなくても、相談窓口で自社が必要な技術を話して、研究者を紹介してもらい、技術指導を受けたり、共同研究をすることから始める方法もある。

参考)

6. 「特許流通データベース」

<http://www.ryutu.ncipi.go.jp/PDDB/Service/PDDBService>

(3)他の人と一緒に知的財産を生み出す方法

共同研究は、「(2)他の人が持っている知的財産を活かす方法」ではあるが、それを活用して新たな知的財産を共同で生み出すことから、(1)と(2)の両方の側面を持つ方法であり、自分が持っている知的財産と他の人が持っている知的財産の両方を活かし、一緒に新たな知的財産を生み出す方法と言える。

この時、重要なことは、生み出す作業に取りかかる前に、生み出される知的財産に対する権利配分等をあらかじめ決めておくことである。日本の文化風土として、ややこしいことは後でとする傾向があるが、それは後々のトラブルの元になりかねない。最初にきちんと明文化し、契約を結んでおくことが重要である。

一緒に知的財産を生み出す相手が他の企業の場合は、双方の過去の経験や専門家の意見をもとに契約を締結することになる。

国や地方自治体の公的研究機関の場合は、企業と連携する際の規定が定められていることが多い。

そして、相手が大学の場合、すなわち「産学連携」における知的財産の扱いについては、今、

大きな転換期の最中にある。以下、それを詳述する。

3. 産学連携における知的財産の扱い

日本におけるこれまでの企業と大学との産学連携は、企業の一研究部門と大学の一研究室との間でのものが中心であった。多くの場合、これは、長い年月にわたる信頼関係に基づく“付き合い”であり、こうした付き合いのない大多数の中小企業にとって、大学は敷居の高い存在であった。

大学教員が生み出す知的財産については、教員個人帰属と大学帰属の両方の場合があるが、多くのケースでは教員個人帰属となっていた。企業は、研究成果を特許として権利化し、事業に活かすことが収益につながるが、大学教員は、特許を取得しても自身の評価につながらず、従って、それにも関わらず取得費用を個人で負担しようというインセンティブは働かなかった。このことから、研究成果を権利化し、実施するための費用や手間は企業が負担し、そのかわり、そこから生まれる収益に対する権利も企業が得ることが多く、大学教員の権利持ち分は、不明瞭なままに決まっていることが多かった。

しかし、これからの産学連携の形態は大きく変わることになるだろう。まず、大学の教員の研究成果が、現状の教員個人帰属と大学帰属の併存状態から、大学帰属になる方向にある。特に、2004年4月から法人化される国立大学では原則100%機関帰属となることが確定している。また、研究成果を権利化した際の権利を大学も一定割合持つ、すなわち実施による収益の一定割合を大学に還元することが求められるようになる。そのかわり、企業から研究費を受け取る際には求める成果を明確にした共同研究や受託研究の契約を結ぶ形態が主流となるだろうし、こうした研究契約や、研究成果の権利化に要する費用負担と実施による収益の配分についての契約を、組織対組織の関係

で企業とおこなう体制が、大学において整備されるようになる。

今、文部科学省の「大学知的財産本部整備事業」により、知的財産本部を中心として対応する体制が、選定された国立大学で整備されつつあるが、それ以外の大学でも産学連携への対応組織を一つに集約化する体制整備が進むものと予想される。そして、企業において、企業が収益を得て、研究者に還元されるように、大学においても、まずは大学が、実施による収益の一部を企業から得て、そこから発明者である教員に対し、各大学で決めたルールに則って還元されるようになる。

言い換えれば、組織対組織の関係で費用負担と成果配分を明文化した契約に基づく産学連携が主流になっていくと思われる。

これは、従来大学との接点があまりなかった企業にとっては、付き合いのある教員がいなくても、大学と連携する機会を公平に得られるようになることを意味する。

大学の敷居は高いと感じている企業も少なくなっていくと思われるが、近年、大学は、企業と連携したいという意向を強く持つようになっており、大学の敷居を低くし門戸を広げる取り組みを積極的におこなうようになっている。

4. 大学の知的財産の活用方法

このように、企業と大学との関係が新たな時代を迎えようとしている中、大学の知的財産を活かす方法について、以下に述べる。〈図表4〉

図表4 大学の知的財産の活用方法

ステップ1 DBを利用、産学連携窓口で相談 <ul style="list-style-type: none"> 産学連携推進室、地域共同研究センター 技術相談への対応、共同研究相手の紹介 ステップ2 産学交流会、研究発表会、学会 <ul style="list-style-type: none"> 誰がどのような研究をしているかを知る 研究者と知り合う 共同研究開発への糸口 ステップ3 TLO <ul style="list-style-type: none"> 自社の事業領域をあらかじめ知っておいてもらう 技術の移転先を探す時に声をかけてもらえるように
--

(資料)上野裕子(株UFJ総合研究所)作成

企業が、まず、すぐにでもできることは、前述したような、大学が、それぞれのウェブページ上などに掲載している開放特許データベースや教員（およびその研究テーマの）データベースを利用してみたり、企業向けの相談窓口相談してみることである。相談窓口は、現状では、国立大学であれば地域共同研究センターや研究協力課（前述したように国立大学の窓口は知的財産本部に集約される方向にある）、私立大学であれば産学連携推進室やリエゾンオフィス等さまざまであるが、いずれも、企業からの各種相談に応じて適切な教員に質問して回答を返したり、共同研究相手を紹介するサービスをおこなっている。

次に、もう一步積極的にふみこんだステップとしては、大学の教員と企業の交流会や、大学の教員の研究成果発表会に参加することである。最近では、大学主催の会合の他、地方自治体主催の会合や、産業クラスター計画の推進機関等、産学連携を促進している各種機関主催の会合など、多種多様な会合が開催されている。これらの会合に出席することで、誰がどのような研究をしているのかを知り、また、交流会という打ち解けた場で教員と知り合いになることが可能となる。データベースでは人となりまでは知ることはできないが、交流会であれば人となりをも知ることができ、波長の合う教員を見つけて共同研究への糸口をつかむこともできる。

3つ目のステップとしては、TLO（Technology Licensing Organization；技術移転機関）がある。近年、大学側も、大学の研究シーズを積極的に企業にライセンスしようと、単にデータベースに掲載して企業からのアプローチを待つだけでなく、技術移転コーディネーター（特許流通アドバイザー、ライセンスアソシエイト等の肩書の場合もある）を置いた TLO を通して、大学側から企業に、大学の保有する技術や研究シーズを売り込む活動をおこなっている。TLO へのアプローチでは、従って、自社がどのような領域で事業を展開して

おり、どのような技術に関心があるかをあらかじめ伝えておくことが重要である。このことによつて、TLO が技術移転先を探す時に、声をかけてもらえるようになる。TLO の中には会員組織を持っているところも多いので会員になるのも一案であるし、何よりも技術移転コーディネーターにしばしば接触し、自社を知っておいてもらうことが肝要である。

5. おわりに

「知的財産」というと難しく感じるかもしれないが、企業が知的財産を活かす方法には、このように様々な方法がある。また、産学連携における知的財産の扱いをはじめ、今は大きな変革期の中にあり、国も指針やマニュアル、制度の整備を進めるなど、公的支援策も拡充の方向にある。企業においては、できそうなところから、新たな姿勢で積極的に一歩一歩取り組んでいくことをお勧めしたい。

知的財産の評価及び活用

坂 善 照

(岐阜県産業経済振興センター統括研究員)

1 まえがき

本県の産業経済は、個人消費の低迷、設備投資の停滞等により長期低迷が続いている。とりわけ、本県の産業界が得意とするものづくりは、中国をはじめとするアジア諸国の追い上げや製造拠点の海外移転などにより、ものづくりの優位性が失われつつある。特に、中国製品の世界シェアが上昇しており、本県産業界は、高付加価値なものづくりを行うことを求められている。この閉塞感を打破し、経済社会を活性化させるための方策として、質の高い知的財産を生みだし、活用することが考えられる。

21世紀は情報や知識が大きな価値を生み出す「知恵の時代」であり、我が国の国際競争力の強化、経済・社会の活性化のためには、豊かな知的財産を生み出し、それを強力に保護し、積極的に活用する「知的創造サイクル」の確立が不可欠であるとの認識から、政府は平成14年7月に「知的財産戦略大綱」を策定した。

この大綱を受け平成14年11月には知的財産政策の基本方針を定めた「知的財産基本法」が成立し、この基本法に基づき、平成15年3月に「知的財産戦略本部」が内閣に発足した。同本部は平成15年7月に「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」を策定し、知的財産戦略に関する施策を集中的・計画的に実施していくこととしている。

1980年代に産業競争力低下に直面した米国では、いち早く企業が知的財産を重視する経営に取り組み、平成5年から国際競争力が1位（IMD

国際競争力ランキング）となっている。物的資源に乏しく労働コストの高い日本において、経済を再生するには質の高い知的財産を生み出し、活用していくことが重要である。

そして、知的財産を活用するに際しては、その知的財産に経済価値があるかどうかの評価が必要である。この調査レポートにおいては、「知的財産の評価」と「知的財産の活用」を採りあげる。

一般的に知的財産とは、特許権、実用新案権、意匠権、商号、商標権、著作権等であるが、本県は前述のように産業に占める製造業の割合が高いので、本調査レポートにおいては主に企業、大学、研究機関等で研究開発された「特許権」について採りあげる。

2 特許の評価について

(1)特許評価の必要性

特許の評価が必要な主な理由としては、下記のことが考えられる。

保有特許の評価

特許を保有するには維持コストがかかるため、自社で事業化できない休眠特許は防衛特許として維持していくか、破棄するか、あるいはライセンス供与するなど、いかなる利益をもたらすかという観点から評価する必要がある。

防衛特許：製品化予定のない発明について、自社の製品と競合する製品を他社から製品化されないようにするために取得する特許。

ベンチャー企業への投資

ベンチャー企業が特許を事業化する際に、ベンチャーキャピタルに投資してもらうためには、特許の評価も一つの要素となり得る。

知的財産（特許）担保融資

企業が金融機関から特許を担保にした融資を受ける際に、特許に担保価値があるかどうかの評価が必要になる。

以上のように様々な場合に特許の評価が必要と思われるが、客観的かつ適正に評価することはむずかしい問題である。

例えば、特許によって生み出された商品が技術的には優れている商品であっても、消費者に受け入れられなければ企業にとってよい商品とはいえない。

それでは、特許を評価する場合どのように評価すればよいのか。今回の調査研究を通して収集した情報、関係者との面談結果等を基に評価方法のポイントを示すと以下のとおりである。

(2)特許の評価方法で必要とされるポイント

技術評価のポイント

技術の競争力、代替技術との技術優位性、技術の信頼性、技術の完成度について評価を行わなければならない。

また、正確性と効率性を図るため2段階で実施すべきである。第1段階で一定レベル以上のものを目利き（技術全般の評価ができる能力を持った者）が選別し、評価すべき価値があると認められたものについて、より詳細に第2段階で当該分野の専門家（研究機関、企業等の専門家）が評価する手法がよい。

市場性評価のポイント

特許が生み出す商品の市場規模、需要の安定性、市場の成長見込みについて評価を行う必要がある。競合商品の情報、競争相

手の動向、商品の顧客満足度についても十分考慮しなければならない。

事業展開性評価のポイント

事業化の可能性、事業化による収益性について評価する必要がある。具体的には事業の障害、代替技術出現の可能性、事業の成長性等について配慮すべきだが、特に、特許がどれくらいの収益を生むかが重要である。

特許評価の必要性や評価のポイントを述べてきたが、適正な評価をする上での主な問題点は次のとおりである。

(3)特許評価の問題点

標準的な評価基準がない

技術的価値、市場性を適切に評価する仕組み（システム）が整備されていない

流通市場が未整備

高度な技術を伴う特許について、技術評価を行うことができる人材、機関が少ない

このように、特許の評価には様々な問題があるが、これらの問題が解決され、的確に評価される環境が整えば、特許が流通し、より広く活用されるようになる。

米国では、会計事務所、事業会社、経営コンサルタントなどの様々な主体が評価手法を生み出し、企業の特許活用をサポートしているが、日本ではまだ本格的な動きがないのが現状である。

3 特許の活用

特許は活用されることにより新規産業の創出や産業の活性化に繋がる。競争の厳しい中を生き残るためには、特許の有効活用が重要である。そのポイントを示すと次のことが考えられる。

(1)大学等への積極的なアプローチ

一企業の研究開発には限界がある。このため、企業は大学等の特許を活用したり、また、

連携して研究開発を進め、その研究成果を特許化するなどして事業化に繋げていくことが重要である。

なお、県内大学等の連絡先は下記のとおりである。

岐阜大学産官学融合センター

リエゾンオフィス 副室長 水谷 嘉之

所在地：岐阜市柳戸1 - 1

TEL：058 - 293 - 3192

FAX：058 - 293 - 2022

URL：http://www.gifu-u.ac.jp/~ccr-adv

岐阜薬科大学 教授 古川 昭栄

所在地：岐阜市三田洞東5 - 6 - 1

TEL：058 - 237 - 8589

FAX：058 - 237 - 5979

URL：http://www.gifu-pu.ac.jp/

岐阜工業高等専門学校

科学技術相談室長、環境都市工学科教授

島崎 磐

(平成16年4月からは電子制御工学科教授

遠藤 眞一郎)

所在地：本巣市上真桑2236 - 2

TEL：058 - 320 - 1394

FAX：058 - 320 - 1409

URL：http://www.gifu-nct.ac.jp/index.html

(2)知的所有権センターの活用

岐阜県知的所有権センターでは、特許流通アドバイザーが、企業・大学・試験研究機関等の保有する開放特許(所有者に開放意思のある特許)を県内企業に紹介している。

開放特許を活用すれば研究開発費が削減でき、短期間でタイムリーに新製品、新技術を開発できる可能性がある。

なお、平成11年度に特許庁が実施した特許出願上位300社へのアンケート調査(フォローアップ調査)によると、保有する不実施の特許(保有特許の66%)のうち52%は他社に実施許諾してもよい特許(開放特許)となっ

ており、多くの特許が開放可能となっている。

また、知的所有権センターでは特許情報検索指導アドバイザーが特許電子図書館(IPDL)の特許情報の検索指導を行っており、必要な特許情報を入手できる。

岐阜県知的所有権センター

所在地：各務原市須衛町4 - 179 - 1

テクノプラザ5F

特許流通アドバイザー：松永、木下

特許情報検索指導アドバイザー：林

TEL：0583 - 79 - 2250

FAX：0583 - 79 - 2234

(3)企業経営者の意識改革

企業トップが特許の重要性を認識する。特許の有効活用が、会社の安定的な発展のために重要であるという意識を持つ必要がある。

4 知的財産担保融資について

ここでは知的財産の評価と活用の両面に関係してくる知的財産担保融資に係るアンケート調査の結果を紹介する。(別紙参考資料3を参照)

なお、ここでの知的財産は特許に限定していない。

県内の金融機関(20機関)を調査した結果、知的財産に担保としての価値を認めていないところが全体の85%を占めている。

次に、知的財産に担保価値を認めていないと答えた金融機関に対して、「担保価値を認めていない理由」を尋ねたところ(複数回答)「評価がむずかしい」が94.1%と圧倒的に多い。このようなことから、県内の金融機関では知的財産、特に製造業における特許を担保とした融資は実施されていない。

知的財産を担保として活用することがむずかしい理由として、次のようなことが考えられる。

知的財産の適切な評価手法が確立されておら

ず、担保価値の評価がむずかしいこと
 技術の進歩が早く、知的財産を担保として押
 さえておいても、将来的には価値がなくなっ
 てしまう恐れがあること

知的財産の技術分野は専門性が高く、財産価
 値があるかどうかは、専門家でないとわから
 ないこと

知的財産には十分な流通市場がないため、担
 保処分がむずかしいこと

また、金融機関は知的財産に関する融資をどの
 ように実施しているのか、その実情を県内の主要
 な3つの金融機関からヒヤリングした結果次のこ
 とが分かった。

金融機関は知的財産を担保とする融資は現状で
 は実施しておらず、ベンチャー企業に対し、事業
 の将来性、企業を持つ技術力、技術や商品の新規
 性、その商品の市場性、経営能力等があれば無担
 保で融資していた。

しかし、こうした事例は少なく、主流は不動産
 担保融資である。

なお、公的金融機関である日本政策投資銀行で
 は知的財産担保融資を実施している。

日本政策投資銀行 東海支店
 所在地：名古屋市中区丸の内1-17-19
 キリックス丸の内ビル5F
 TEL：052-231-7561（代表）
 FAX：052-231-2264
 URL：http://www.dbj.go.jp/tokai/

5 まとめ

戦後、日本は欧米から技術を導入し、さらにそ
 の技術を改良して付加価値を高め、世界の市場に
 良い製品を安く大量に供給することにより反映を
 築いてきた。

しかし、現在日本の製造業は高い労働コスト、
 アジア諸国の追い上げ等に直面しており、従来の
 大量生産型製品の国際競争力は低下している。

アメリカは世界の頭脳センター、中国は世
 界の工場といわれている。21世紀において、
 日本がものづくりで復活を遂げ、国際競争力
 を身に付け世界の中で生き残っていくために
 は、特許戦略により高付加価値な製品を送り
 出していく必要がある。

本県においても、経済環境の閉塞感を払拭
 し、産業の活性化、新産業の創出を図ってい
 くためには、特許戦略は重要である。大企業
 だけでなく、中小企業も特許戦略を経営の中
 軸に据え、優れた技術を保有し、守り、育て、
 活用していくことが求められている。

特に、これからの経営資源は「知恵」であ
 り、個人が持つ知恵が企業から強く求められ
 ている。「ものづくりは真似できるが、知恵
 は真似しにくい」といわれている。知恵を使
 った独創的・革新的な研究開発と、そこから
 生まれる特許の活用により産業振興を図って
 いかなければならない。

参考資料

1. 特許評価に関する「知的財産の創造、保護及 び活用に関する推進計画」の抜粋

第3章 活用分野

1. 知的財産の戦略的活用を支援する

(4) 知的財産の価値評価手法を確立する

知的財産が有する価値に関し客観的に評価でき
 る基準（定量的分析（金額換算値）あるいは定性
 的分析）の在り方について、各種民間団体調査機
 関が設ける手法を参考に、知的財産権の種類毎の
 特性に応じて2004年度までに検討・整理する。
 また、今後、本格化すると予想される合併・買収
 における特許等の価値評価事例を整理公開するこ
 とにより、特許等の譲渡に関する相場確立を目指
 す。なお、最終的に、価値評価は企業の判断や創
 意工夫に任せる等フレキシビリティを持たせるべ
 きである。（経済産業省）

2. 知的財産担保融資に関する「知的財産戦略大綱」の抜粋

第3章 具体的行動計画

3. 知的財産の活用の促進

(3) 知的財産の流通の促進

知的財産の価値評価の確立

市場における価値評価手法が確立されることにより知的財産の流通が促進されるよう、2002年度中に、特許流通市場の更なる整備や知的財産権担保融資制度の定着、特許等の流動化について、制度又は運用の改善を含め検討を開始し、遅くとも2005年度までに結論を得る。

(金融庁、経済産業省)

3. 「知的財産担保融資」に係るアンケート調査結果

調査目的

県内金融機関の知的財産担保融資の現況を明らかにする。

調査対象 (20)

- 県内本店銀行 (3)
- 他県本店銀行 (4)
- 県内本店信用金庫 (7)
- 県内本店信用組合 (3)
- 政府系金融機関 (3)

調査の時期

平成15年7月1日～平成15年7月10日

[調査結果]

- 1 融資をする際、知的財産に担保としての価値を認めているか。
 - 認めている.....3
 - 認めていない...17

・「認めていない」が17となっており、85.0%を占めている。

(2は「認めている」3金融機関のみ回答)
- 2 担保価値を認めている場合の具体例
 - ・映画の配給権を担保に融資した。
 - ・商品化された市場で流通しているソフトウェアであること等、一定の要件を具備したコンピュータソフトウェアについて担保として認めているが、陳腐化の速度が速く、ほとんど利用されていないのが、実情である。

- ・情報通信分野やソフトウェア開発分野において、成長性の高い極めて優良な企業が出現しているが、伝統的な融資の枠組みの中では不動産等担保の裏付けの少ないこうした企業の資金調達力は総じて弱いものとなっている。企業の持つ「技術力」「ノウハウ」等を正しく評価し、資金調達の多様化に応える観点から、知的財産権に係る案件については、積極的に取り組んでいきたいと考えている。
- (3、4は「認めていない」17金融機関のみ回答)

- 3 担保価値を認めていない理由 (複数回答)
 - 評価がむずかしい.....16
 - 評価する組織がない.....3
 - 流通市場が成熟していない.....3
 - 知的財産についてよくわからない...2

・「認めていない」17のうち、「評価がむずかしい」が16(94.1%)となっており、ほとんどの金融機関が「評価がむずかしい」としている。
- 4 今後、担保としての価値を認めていくなど、活用していく考えがあるか。
 - 将来活用したい...4
 - 活用しない.....0
 - 検討中.....4
 - わからない.....9

・「認めていない」17のうち、「わからない」が9(52.9%)となっており、知的財産担保活用の「むずかしさ」がわかる。

・一方、「将来活用したい」4(23.5%)、検討中4(23.5%)となっており、将来の動きが注目される。
- 5 知的財産の活用についての意見
 - ・知的財産を融資の際の重要な情報として価値を見出すことは、アクションプログラムの精神に合致するものであり、新しい中小企業金融に取り組む上で今後重要になるものと認識している。

編集後記

従来の「岐阜を考える」には、論文と座談会発言録を掲載していましたが、今回はその他に調査レポートを掲載し、調査研究的要素を深めました。

回復の動きがみられるものの日本経済を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いています。国際競争力を高め、経済・社会を活性化することが求められています。そこで注目されているのが、知的財産です。政府は2002年3月に知的財産戦略会議を立ち上げ、研究活動や創造活動の成果を知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを目標としています。

こうした動きの中、今年度の「岐阜を考える」は、テーマとして「知的財産」を取り上げました。調査レポートを作成するため情報収集の一環として、知的財産に係るシンポジウム、セミナー等に出席いたしましたが、どこの会場も多くの企業関係者で満席になり、知的財産への関心の高さを実感しました。

今回の座談会、論文では、様々な立場から貴重なご意見をいただきました。こうしたご意見が、本誌読者の皆様にとって知的財産の理解を深める一助となれば幸いです。

(坂 善照)

本誌に関するご意見やご要望は、下記宛へお願いいたします。

平成16年(2004)3月発行

編集発行 財団法人岐阜県産業経済振興センター

〒500-8384 岐阜市藪田南5丁目14番53号

県民ふれあい会館10階

TEL (058) 277-1085 (企画研究部)

FAX (058) 273-5961 または (058) 277-1095

URL: <http://www.gpc.pref.gifu.jp>

E-mail: center@gpc.pref.gifu.jp

定 価 300円(税込み)

落丁本、乱丁本はお取り替えます。無断で本書の全体または一部の複写、複製を禁じます。

この機関誌は、岐阜県からの補助金を受けています。

平成16年3月29日

財団法人岐阜県産業経済振興センター



岐阜県 ~国会等移転先候補地~
(平成11年12月国会移転先答申中)

